

3月11日（月）

平成 25 年 3 月 11 日 (月 曜 日)

午前 10 時 0 分開議

出席議員 (38 名)

1 番 有 岡 浩 一 (郷中の会)
2 番 重 松 幸次郎 (公明党宮崎県議団)
3 番 凶 師 博 規 (日日新)
4 番 渡 辺 創 (新みやざき)
5 番 松 村 悟 郎 (自由民主党)
6 番 内 村 仁 子 (同)
7 番 岩 下 斌 彦 (同)
8 番 後 藤 哲 朗 (同)
9 番 右 松 隆 央 (同)
10 番 二 見 康 之 (同)
11 番 清 山 知 憲 (同)
13 番 外 山 三 博 (同)
14 番 河 野 哲 也 (公明党宮崎県議団)
15 番 高 橋 透 (社会民主党宮崎県議団)
16 番 太 田 清 海 (同)
17 番 田 口 雄 二 (新みやざき)
18 番 西 村 賢 (同)
19 番 星 原 透 (自由民主党)
20 番 蓬 原 正 三 (同)
21 番 井 本 英 雄 (同)
22 番 横 田 照 夫 (同)
23 番 宮 原 義 久 (同)
24 番 押 川 修 一 郎 (同)
25 番 山 下 博 三 (同)
26 番 黒 木 正 一 (同)
27 番 前 屋 敷 恵 美 (日本共産党宮崎県議会議員団)
28 番 新 見 昌 安 (公明党宮崎県議団)
29 番 鳥 飼 謙 二 (社会民主党宮崎県議団)
30 番 井 上 紀 代 子 (新みやざき)
31 番 徳 重 忠 夫 (同)
32 番 緒 嶋 雅 晃 (自由民主党)
33 番 十 屋 幸 平 (同)
34 番 中 野 廣 明 (同)
35 番 丸 山 裕 次 郎 (同)
36 番 福 田 作 弥 (同)
37 番 坂 口 博 美 (同)
38 番 中 村 幸 一 (同)
39 番 中 野 一 則 (同)

地方自治法第 121 条による出席者

知 事 河 野 俊 嗣
副 知 事 牧 元 幸 司
総 合 政 策 部 長 稲 用 博 美
総 務 部 長 四 本 孝
危 機 管 理 統 括 監 橋 本 憲 次 郎
福 祉 保 健 部 長 土 持 正 弘
環 境 森 林 部 長 堀 野 誠
商 工 観 光 労 働 部 長 米 原 隆 夫
農 政 水 産 部 長 岡 村 巖
県 土 整 備 部 長 濱 田 良 和
会 計 管 理 者 長 豊 島 美 敏
企 業 局 長 濱 砂 公 一
病 院 局 長 渡 邊 亮 一
財 政 課 長 福 田 直 子
教 育 委 員 長 近 藤 好 子
教 育 長 飛 田 洋 章
公 安 委 員 長 山 崎 殖 達
警 察 本 部 長 加 藤 社 秀
人 事 委 員 長 村 本 秀
代 表 監 査 委 員 宮 本 尊

事務局職員出席者

事 務 局 長 田 原 新 一
事 務 局 次 長 小 八 重 英 稔
総 務 課 長 山 之 内
議 事 課 長 福 嶋 幸 徳
政 策 調 査 課 長 佐 野 詔 藏
議 事 課 長 補 佐 谷 口 浩 太 郎
議 事 担 当 主 幹 伊 豆 雅 広
議 事 課 主 査 関 谷 幸 二
議 事 課 主 任 主 事 川 崎 一 臣

◎ 東日本大震災の犠牲者への黙祷

○外山三博議長 ただいまの出席議員38名。全員であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

議事に先立ち、申し上げます。

一昨年の3月11日に発生しました東日本大震災から本日で2年を迎えました。本県議会は、この大災害で亡くなられた多くの方々に対し、謹んで哀悼の意を表するものであります。

ここに犠牲となられた方々の御冥福を祈り、黙祷をささげたいと思います。

御起立をお願いいたします。傍聴の方々も御協力お願いをいたします。黙祷。

〔全員起立、黙祷〕

○外山三博議長 黙祷を終わります。

御着席ください。

◎ 常任委員長審査結果報告（議案第42号から第61号まで）

○外山三博議長 本日の日程は、平成24年度補正予算関係議案等についての常任委員長の審査結果報告から採決までであります。

まず、議案第42号から第61号までの各号議案を一括議題といたします。

ただいまから常任委員長の審査結果報告を求めます。まず、総務政策常任委員会、黒木正一委員長。

○黒木正一議員〔登壇〕（拍手） 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第42号外5件であります。慎重に審査を行いました結果、お手元に配付の議案委員会審査結果表のとおり決定いたしました。

なお、議案第53号については賛成多数、その

他の議案については全会一致により決定しております。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、議案第42号「平成24年度宮崎県一般会計補正予算（第4号）」についてであります。

この補正は、公共事業費等の国庫補助の決定に伴うもの及びその他必要とする経費について措置するものであり、補正額は256億5,700万円余の減額となっております。歳入財源の主なものとしては、地方交付税が41億7,900万円余、県税が1億6,000万円の増額となる一方、国庫支出金が94億7,500万円余、繰入金が86億2,200万円余、県債が74億8,100万円余の減額となっております。

次に、追加補正である議案第60号「平成24年度宮崎県一般会計補正予算（第5号）」についてであります。

この補正は、国の緊急経済対策の実施に伴う経費について措置するものであり、補正額は483億4,500万円余の増額となっております。歳入財源の主なものとしては、国庫支出金が309億5,200万円余、県債が153億600万円余の増額となっております。この結果、議案第42号に係る補正額を含めた補正後の一般会計の予算額は6,026億600万円余となります。

このうち、総合政策部所管の補正予算は、5億3,600万円余の減額補正及び追加補正で6,000万円余の増額となり、最終予算額は125億1,800万円余となります。

また、総務部所管の補正予算は、23億7,200万円余の増額補正及び追加補正で1億5,900万円余の増額となり、最終予算額は1,481億7,300万円余となります。

このうち、東日本大震災被災者等支援基金設

置事業についてであります。

このことに関連して、委員より、「被災証明等を持つ避難者に対しては、県営住宅への無償受け入れ等の支援があるが、原子力発電所事故の影響により、同証明等が発行されない地域からの避難者も数多くおり、そのような方に対してはどのような支援があるのか」との質疑があり、当局より、「証明等の有無にかかわらず、避難者みずからの申し出に基づいて登録を行う全国避難者情報システムにより把握されている避難者に対しては、避難前に居住していた自治体及び本県からさまざまな情報提供を行っている」との答弁がありました。

これに対して委員より、「避難者同士が情報交換できる拠点の設置など、長期化する避難生活を支援する方策を検討していただきたい」との要望がありました。

次に、国の緊急経済対策による公共事業についてであります。

このことについて、委員より、「多額の予算となるが、執行体制は整っているのか」との質疑があり、当局より、「公共事業等に係る入札公告の前倒しや入札手続の簡素化、契約手続の迅速化など、早期執行に向けて万全を期すよう関係各部局に対し通知するなど、必要な措置を講じているところである」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、実効ある緊急経済対策となるよう、迅速かつ円滑な事業の実施に、より一層努めるよう要望いたします。

最後に、議案第61号「宮崎県副知事の定数を定める条例の一部を改正する条例」についてであります。

これは、本県の新たな成長に向けて各種施策をより積極的に推進するに当たり、組織体制の

強化が必要であることから、副知事を2人体制とする改正を行うものであります。

このことについて委員より、「県が行財政改革を進める中、本当に今、副知事が2人必要であるのか」との意見や、「大きな費用負担が生じるので、それに見合った効果を上げていただきたい」との意見などがありました。

当委員会といたしましては、厳しい財政状況の中、新たな財政負担を伴う副知事2人制を採用することから、体制の強化により各種政策が円滑に推進され、より一層の県勢の発展が図られることを強く要望いたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○外山三博議長 次は、厚生常任委員会、高橋透委員長。

○高橋透議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第42号外2件であります。慎重に審査いたしました結果、お手元に配付の議案委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致により決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、福祉保健部所管の補正予算についてであります。

今回の補正予算は、一般会計40億6,600万円余の減額補正及び追加補正で一般会計7億7,600万円余を増額するものであります。この結果、一般会計と特別会計を合わせた福祉保健部の最終予算額は958億9,500万円余となります。

このうち、事業費の確定等により減額補正された事業全般についてであります。

当局より、各事業の補正について説明があり

ましたが、その多くが、「当初見込みを下回ったことによる」というものや、「補助金等の申請がなかったことによる」という理由でありました。

このことについて複数の委員より、「入札や経費節減による執行残を減額するのは当然のことであるが、市町村に対する補助金等において円滑な活用が図られていない場合は、事業の周知や見直しを改めて行うなど効果的な予算の配分や執行に努め、積極的な事業の推進に取り組んでもらいたい」との要望がありました。

次に、国の緊急経済対策の実施に伴う追加補正についてであります。

これは、社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金など3つの基金の積み増しを行うものであります。

当委員会といたしましては、これらの基金で行う事業は、社会福祉施設等の耐震化や自殺対策の強化など県民生活に密着するものであり、また、停滞している県内経済の活性化を図る観点からも、事業の早期発注など速やかな予算の執行に努められるよう要望するものであります。

最後に、県立宮崎病院の整備のあり方についてであります。

このことについて当局より、県立宮崎病院の施設の老朽化や狭隘化が進んでいることや、防災力向上の観点から、今後の施設整備のあり方について、既存施設を改修する案から全面改築を行う案まで4つの案が示され、今後、病院内外の意見を広く聴取しながら、平成25年度中には整備の方向性を出したいとの説明がありました。

当委員会といたしましては、県立宮崎病院は、高度医療や救命救急医療を提供する病院で

あるとともに、災害時の拠点病院となる、本県における中核的病院でありますので、将来にわたり、県民に期待され、信頼される病院となるよう、施設整備に当たっては、今後の県立病院のあり方や果たす役割などについて十分に議論を尽くし、慎重に検討されるよう要望するものであります。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○外山三博議長 次は、商工建設常任委員会、山下博三委員長。

○山下博三議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第42号外8件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、商工観光労働部所管の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計27億5,000万円余、特別会計1億7,500万円余の減額補正及び追加補正で一般会計15億9,000万円余を増額するものであります。この結果、一般会計と特別会計を合わせた商工観光労働部の最終予算額は456億2,400万円余となります。

次に、100万泊県民運動についてであります。

このことについて、委員より、「当運動の推進に当たっての方針及び対策はどうなっているのか」との質疑があり、当局より、「県民の方々に県内の魅力を再発見していただき、観光地を周遊していただくというものであり、積極的な観光情報の提供や旅行商品造成のための支援

を行っているところである」との答弁がありました。

国の統計によると、平成24年1月から9月までの速報値では、県内宿泊者数が約58万人にとどまっており、100万泊の達成には厳しい状況であることから、当委員会としましては、知事が先頭に立ち、各部局とも連携して取り組むよう要望いたします。

次に、本県の雇用情勢についてであります。

このことについて、委員より、「現在示されている有効求人倍率や新規求人数の動きに加えて、より詳細な雇用の実態についても把握すべきではないか」との質疑があり、当局より、「雇用の実態については、国勢調査や経済センサスなどを活用しながら分析するとともに、宮崎労働局と今後さらに詳細な分析に向けた協議を行いたい」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、国の調査に加えて、県においても詳細な分析のもと雇用の実態を把握し、さらなる雇用対策を推進するよう要望いたします。

次に、宮崎県地域産業集積・活性化基本計画の改定についてであります。

この計画は、企業立地促進法に基づき、県、市町村及び関係機関が緊密に連携し、人材育成や技術支援、インフラ等の立地環境の整備を進めながら、本県が持つすぐれた住環境や豊富で良質な労働力、農林水産資源等の強みを最大限に生かした産業の集積と活性化を図ることを目的としております。

当委員会としましては、当計画により、さらなる企業立地を促進し、地域経済の活性化を図っていくとともに、立地企業の最終雇用予定者数に対する実雇用者数について実態の把握に努めながら、雇用の確保を図っていくよう要望

いたします。

最後に、県土整備部所管の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計113億8,900万円余、特別会計1億2,500万円余の減額補正及び追加補正で一般会計231億2,300万円余を増額するものであります。この結果、一般会計と特別会計を合わせた県土整備部の最終予算額は900億1,900万円余となります。

このうち、木造住宅耐震化リフォーム支援事業についてであります。

このことについて、委員より、「執行残が多額となっているが、どのような広報活動を行ってきたのか」との質疑があり、当局より、「普及啓発のために広報紙の活用や相談窓口を設置しているところである。今後は、メディアを活用した広報を検討するとともに、特に高齢者世帯について事業の活用が図られるよう、積極的な広報を検討していきたい」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、防災・減災対策の強化の推進のために周知を徹底するとともに、より県民が利用しやすい事業となるよう要望いたします。

最後に、追加補正予算の執行体制についてであります。

このことについて、委員より、「今回の経済対策に伴う追加補正に関して、今後の事業執行の見通しはどうか」との質疑があり、当局より、「業界団体との連携を図りながら、今回の追加補正も含めた当年度予算の速やかな執行に向けて、全力で取り組んでいきたい」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、積極的かつ速やかな事業執行に向けて、体制の整備に万全を期

すよう要望いたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手) [降壇]

○外山三博議長 次は、環境農林水産常任委員会、松村悟郎委員長。

○松村悟郎議員 [登壇] (拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第42号外6件であります。慎重に審査いたしました結果、お手元に配付の議案委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、環境森林部所管の補正予算についてであります。

今回の補正予算は、一般会計で29億4,700万円余、特別会計で5,000万円余の減額補正及び追加補正で一般会計102億8,900万円余を増額するものであります。この結果、一般会計と特別会計を合わせた環境森林部の最終予算額は340億1,200万円余となります。

このうち、エネルギー対策推進費についてであります。

このことについて、委員より、「太陽光発電の導入をさらに加速化すべきと考えるが、今後どのような方策を検討しているか」との質疑があり、当局より、「厳しい財政事情の中ではあるが、できるだけ多くの方々が導入できるよう、引き続き補助事業等による支援をするとともに、融資制度も継続していきたい」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、社会経済情勢を踏まえ、支援制度を柔軟に運用し、全国第2位の世帯普及率という地位に甘んじることなく、

より一層の普及に努めていただくよう要望いたします。

次に、エコクリーンプラザみやざきにおける今後の対応についてであります。

このことについて、当局より、「計画当時の課題が解消されてきたこと等から、平成32年をもって公共関与を終了する方針であり、今後、参画自治体や地元対策協議会と協議を始めることとした」との説明があり、委員より、「当該施設の整備に当たっては、県が関与したことによって地元対策協議会との同意が得られた経緯もあるので、地域住民が不安とならないよう丁寧な対応をしてもらいたい」との要望がありました。

また、他の委員より、「施設の維持管理についても参画自治体と十分協議し、はっきりとした形で関与を終了してもらいたい」との要望がありました。

当委員会といたしましては、今後、地元対策協議会や参画自治体と十分に協議を行い、混乱を招くことなく県の関与を終了できるよう対応することを要望いたします。

次に、農政水産部所管の補正予算についてであります。

今回の補正予算は、一般会計で48億3,500万円余、特別会計で1億3,400万円余の減額補正及び追加補正で一般会計121億3,200万円余を増額するものであります。この結果、一般会計と特別会計を合わせた農政水産部の最終予算額は433億800万円余となります。

このうち、青年就農給付金事業についてであります。

このことについて、委員より、「この事業は給付要件が厳しいとの声を聞く。現状はどうなっているのか」との質疑があり、当局より、

「当初計画の550名に対して給付実績は252名であり、独立・自営要件が大きなハードルとなった。今後、農家の後継者も利用しやすい制度となるよう、国に改善を申し入れるとともに、各種施策を適切に組み合わせて対策をとっていきたい」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、活力ある農業・農村づくりやフードビジネスに積極的に取り組むためには、強い意欲を有する新規就農者の確保が必須であるため、青年就農給付金事業を初めとする各種施策の活用が図られるよう要望いたします。

最後に、国の緊急経済対策の実施に伴う補正についてであります。

このことについては複数の委員より、「本県の経済や雇用対策のためにも、事業の実施に当たっては万全を期し、速やかに予算を執行していただきたい」との要望がありました。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○外山三博議長 次は、文教警察企業常任委員会、西村賢委員長。

○西村 賢議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第42号外2件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、公安委員会所管の補正予算についてであります。

今回の補正予算は、一般会計で7億8,500万円余の減額補正及び追加補正で一般会計1億5,700

万円余を増額するものであります。この結果、公安委員会の最終一般会計予算額は280億6,500万円余となります。

次に、宮崎県における警察署の在り方検討委員会の設置についてであります。

このことについて当局より、「警察署の統廃合や管轄区間の見直し、警察署庁舎整備の必要性など警察署のあり方について検討するため、有識者等第三者による委員会を設置することとした」との報告がありました。

このことについて委員より、「警察署庁舎の建てかえについては、耐震や沿岸防災及び都市計画の観点も含め幅広く検討していただきたい」との要望がありました。

次に、教育委員会所管の補正予算についてであります。

今回の補正予算は、一般会計で6億4,600万円余の減額、特別会計で5億3,200万円余の増額補正及び追加補正で一般会計5,600万円余を増額するものであります。この結果、一般会計と特別会計を合わせた教育委員会の最終予算額は1,090億7,400万円余となります。

このうち、県立学校避難経路整備事業についてであります。

このことに関連して、委員より、「特別支援学校2校においては、津波発生時に屋上へ避難できるような屋外階段及び屋上手すり等を設置することであるが、避難経路の整備だけではなく、避難をどのように行うかということも重要ではないか」という意見があり、当局より、「特別支援学校の児童生徒は障がいのある子供たちであることから、避難については十分な配慮が必要であるため、短時間で速やかに避難できるような児童生徒と教諭が一体となった訓練を繰り返し行うとともに、訓練において明らかと

なった課題については、その都度解決していくように取り組んでいる」との答弁がありました。

次に、農業の6次産業化教育施設整備事業についてであります。

これは、県立高鍋農業高等学校において、今後の本県の農業を担う生徒たちが、農業の6次産業化について、生産から加工、流通・販売までを実践的に学べるよう、販売実習室、収穫調整室で構成する販売実習棟を整備する事業であります。

このことについて委員より、「農業法人だけではなく個人農家でも6次産業を目指すことは重要であり、本県農業活性化に向け、積極性と創造性を備えた人材を育成するように努めてもらいたい」との要望がありました。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手) [降壇]

○外山三博議長 以上で、常任委員長の審査結果報告は終わりました。

質疑の通告はありません。

◎ 討 論

○外山三博議長 これより討論に入ります。

討論についての発言時間は、議会運営委員会の決定どおり1人10分以内といたします。

討論の通告がありますので、発言を許します。前屋敷恵美議員。

○前屋敷恵美議員 [登壇] おはようございます。日本共産党の前屋敷恵美でございます。討論に先立ちまして、一言申し述べます。

東日本大震災と原発事故から、きょう3月11日で2年を迎えました。改めて、犠牲になられた方々とその御家族、関係の方々に深い哀悼の意を表明するものです。そして、全ての被災者

の皆さん、今なお避難生活を余儀なくされておられる方々に、心からのお見舞いを申し上げます。

今も被災地は、復旧・復興とほど遠い生活が続いているのが現状です。今こそ被災者と心を共有する復興策が求められています。日本共産党は、全ての被災者の方々が安心して住み続けられるふるさとを取り戻すまで、ともに力を合わせて奮闘する決意を表明するものです。

それでは、討論を行います。

今議会に提案されました議案第53号「職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例」及び第61号について、反対の立場から、また、議案第42号「平成24年度宮崎県一般会計補正予算(第4号)」及び第60号について、賛成の立場から討論いたします。

まず、議案第53号「職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例」についてです。

本条例案は、国家公務員の退職手当の支給水準の引き下げ措置に合わせて、県職員の退職手当の引き下げを行おうとするものです。今回の措置により、退職手当の平均削減額は約400万円の減になると試算されています。これまでも職員給与は、民間に合わせるとして連続して引き下げられてきました。その上400万円もの退職手当の削減は、職員とその家族の生活設計を大幅に狂わせてしまいます。また、勤労者世帯の年収が、ピーク時から平均102万円も減り、消費が落ち込んでいるときに、さらに所得を減らすことは、デフレ不況と地域経済の落ち込みを一層深刻にすることは明らかです。国の要請があったとする今回の措置ですが、今まさに国会の議論でも、国民所得を引き上げることがデフレ不況からの脱却の最重要課題であることが、政府答弁からも明確になっています。今回の退職手

当の問題も、低い水準に合わせていくという国の施策そのものが矛盾に満ちたものになっています。こうした国の要請にはきっぱり反対をして、削減はしないという本県なりの判断をする姿勢こそが、地方自治のあり方にも沿うものではないでしょうか。退職手当削減は認められません。

次に、議案第61号「宮崎県副知事の定数を定める条例の一部を改正する条例」についてです。

本条例案は、現行の副知事定数1名を2名にふやすという提案です。県の各種施策をより積極的に推進するための体制強化を図ることがその理由とされていますが、果たして今、この時期に2人体制にすることが必要不可欠なことなのか、もっと県民的議論も必要ではないかと思えます。これまで行財政改革のもとに、とりわけ人件費の削減を大きな柱に、職員定数の削減、給与の削減が行われてきました。結果的には県民サービスの低下につながっていることは否めないと思えます。積極的な施策の推進は大いに結構なことです。幹部体制を強化して、より大きなプロジェクトを企画・運営する。しかし、実際にその仕事を推進していくのは、現場で働く職員の皆さんです。そのための体制強化こそ必要なのではないでしょうか。繰り返しになりますが、あらゆる歳出を見直す行財政改革を断行している現在、多額の経費を要する副知事の2人制を導入しなければならない道理ある理由が不明確だと思えます。もっと県民にも納得できる合意が得られる努力が必要ではないでしょうか。したがって、現段階での副知事2人制の提案は受け入れられません。

次に、議案第42号「平成24年度宮崎県一般会計補正予算(第4号)」及び第60号補正予算

(第5号)については、賛成する立場で討論をいたします。

今回の補正予算(第4号)は、一般会計から総額256億5,798万円余を減額し、一般会計予算総額を5,542億6,093万円とするものです。今回の補正も減額が多額に及んでいます。その内容で、「国庫補助の決定に伴うもの」「執行残に伴うもの」とする減額補正が多数見られます。民生費では、高齢者医療対策費や国民健康保険助成費、生活保護扶助費、介護保険対策費などが多額の減額に、衛生費でも難病対策費や肝炎治療費助成事業などで、また、商工費の中小企業金融対策費、小規模事業対策費などでも多額の減額措置が見られます。特に福祉関連予算では、県民の健康や暮らしに直接かかわるものだけに、その執行に当たっては、単に見込みが下がったからなどとするにとどめず、市町村とも連携を密にして、日常的に県民生活の状況を的確に把握し、制度の周知徹底を図りながら、県民の福祉・健康の増進、また暮らしの向上に寄与できるように予算執行を行うことが大切であることを指摘しておきたいと思えます。

また、基金事業である子宮頸がん等予防ワクチン接種緊急促進事業については、1年延長されたものの24年度で終了します。今後、国の定期接種化への要望を強めるとともに、当面は県の助成が必要であると思えます。ぜひ予算化を求めたいと思えます。

また、追加の補正予算(第5号)については、国の緊急経済対策とする483億4,596万円余の大型補正です。その大部分が農林水産業費、土木費の公共事業に充てられ、国の直轄事業の県負担金もかなりの金額に及びますが、社会資本整備とともに道路や河川等の防災・減災対策等に措置され、また交付金の既存基金への積み

増しや事業期間の延長なども行われ、深刻な雇用や震災対策、子育て支援等の施策に充てられています。実質、これらの事業は新年度で執行されるものですが、真に県民福祉の充実や地域経済の活性化につながるよう、迅速な手だてで生きた予算の使い方になることを期待して、本補正予算案に賛成することを述べて、討論いたします。以上です。〔降壇〕

○外山三博議長 以上で討論は終わりました。

◎ 議案第53号採決

○外山三博議長 これより採決に入ります。

まず、議案第53号についてお諮りいたします。

本案に対する委員長の審査結果報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○外山三博議長 起立多数。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

◎ 議案第61号採決

○外山三博議長 次に、議案第61号についてお諮りいたします。

本案に対する委員長の審査結果報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○外山三博議長 起立多数。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

◎ 議案第42号から第52号まで及び
第54号から第60号まで採決

○外山三博議長 次に、議案第42号から第52号まで及び第54号から第60号までの各号議案につ

いて、一括お諮りいたします。

各号議案に対する委員長の審査結果報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山三博議長 御異議なしと認めます。よって、各号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

◎ 知事発言

○外山三博議長 ここで、知事より発言の申し出がありますので、これを許します。

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕 一言お礼を申し上げます。

ただいま議案第42号から第61号までにつきまして議決をいただきました。特に議案第61号「宮崎県副知事の定数を定める条例の一部を改正する条例」につきましては、審議日程に特別の御配慮をいただきましたことに対し、心から感謝を申し上げます。

副知事2人制につきましては、これまで御説明申し上げましたとおり、本県がこれから新たな成長に向け、これまで以上に攻めの姿勢で積極的に各種施策に取り組む上において、また、県議会、国、市町村、関係団体などと、よりきめ細かな連携を図るために必要な執行体制の強化となりますので、大変ありがたく思っております。人事案につきましては、早急に御提案させていただきますので、格別の取り扱いをいただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

今後とも、これまでにいただきました御指摘や御議論を踏まえ、県勢発展のため、県議会の皆様とともに誠心誠意全力で取り組んでまいり所存でありますので、御指導、御協力のほどよ

平成25年 3月11日(月)

ろしくお願い申し上げます。以上であります。

[降壇]

○外山三博議長 知事の発言は終わりました。

本日はこれで散会いたします。

午前10時42分散会

3月12日（火）

平成 25 年 3 月 12 日 (火 曜 日)

午前 10 時 0 分開議

出席議員 (38 名)

1 番	有 岡 浩 一	(郷 中 の 会)
2 番	重 松 幸 次 郎	(公 明 党 宮 崎 県 議 団)
3 番	凶 師 博 規	(日 日 新)
4 番	渡 辺 創	(新 み や ざ き)
5 番	松 村 悟 郎	(自 由 民 主 党)
6 番	内 村 仁 子	(同)
7 番	岩 下 斌 彦	(同)
8 番	後 藤 哲 朗	(同)
9 番	右 松 隆 央	(同)
10 番	二 見 康 之	(同)
11 番	清 山 知 憲	(同)
13 番	外 山 三 博	(同)
14 番	河 野 哲 也	(公 明 党 宮 崎 県 議 団)
15 番	高 橋 透	(社 会 民 主 党 宮 崎 県 議 団)
16 番	太 田 清 海	(同)
17 番	田 口 雄 二	(新 み や ざ き)
18 番	西 村 賢	(同)
19 番	星 原 透	(自 由 民 主 党)
20 番	蓬 原 正 三	(同)
21 番	井 本 英 雄	(同)
22 番	横 田 照 夫	(同)
23 番	宮 原 義 久	(同)
24 番	押 川 修 一 郎	(同)
25 番	山 下 博 三	(同)
26 番	黒 木 正 一	(同)
27 番	前 屋 敷 恵 美	(日 本 共 産 党 宮 崎 県 議 会 議 員 団)
28 番	新 見 昌 安	(公 明 党 宮 崎 県 議 団)
29 番	鳥 飼 謙 二	(社 会 民 主 党 宮 崎 県 議 団)
30 番	井 上 紀 代 子	(新 み や ざ き)
31 番	徳 重 忠 夫	(同)
32 番	緒 嶋 雅 晃	(自 由 民 主 党)
33 番	十 屋 幸 平	(同)
34 番	中 野 廣 明	(同)
35 番	丸 山 裕 次 郎	(同)
36 番	福 田 作 弥	(同)
37 番	坂 口 博 美	(同)
38 番	中 村 幸 一	(同)
39 番	中 野 一 則	(同)

地方自治法第 121 条による出席者

知 事	河 野 俊 嗣
副 知 事	牧 元 幸 司
総 合 政 策 部 長	稲 用 博 美 孝
総 務 部 長	四 本 孝
危 機 管 理 統 括 監	橋 本 憲 次 郎
福 祉 保 健 部 長	土 持 正 弘
環 境 森 林 部 長	堀 野 誠
商 工 観 光 労 働 部 長	米 原 隆 夫
農 政 水 産 部 長	岡 村 巖
県 土 整 備 部 長	濱 田 良 和
会 計 管 理 者	豊 島 美 敏
企 業 局 長	濱 砂 公 一
病 院 局 長	渡 邊 亮 一
財 政 課 長	福 田 直 子
教 育 委 員 長	近 藤 好 洋
教 育 長	飛 田 洋
警 察 本 部 長	加 藤 達 也
代 表 監 査 委 員	宮 本 尊 秋
人 事 委 員 会 事 務 局 長	内 戸 保 博

事務局職員出席者

事 務 局 長	田 原 新 一
事 務 局 次 長	小 八 重 英 稔
総 務 課 長	山 之 内 幸 徳
議 事 課 長	福 嶋 幸 徳
政 策 調 査 課 長	佐 野 詔 藏
議 事 課 長 補 佐	谷 口 浩 太 郎
議 事 担 当 主 幹	伊 豆 雅 広
議 事 課 主 査	関 谷 幸 二
議 事 課 主 任 主 事	川 崎 一 臣

○外山三博議長 ただいまの出席議員38名。定足数に達しております。

本日は休会の予定でありましたが、議事の都合により、特に会議を開きます。

これより本日の会議を開きます。

ここで暫時休憩いたします。

午前10時0分休憩

午前11時0分開議

◎ 議案第62号及び第63号追加上程

○外山三博議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

お手元に配付のとおり、知事より議案第62号及び第63号の送付を受けましたので、これらを日程に追加し議題とすることに御異議ありませんか。〔巻末参照〕

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山三博議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

◎ 知事提案理由説明

○外山三博議長 ここで、知事に提案理由の説明を求めます。

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕 おはようございます。ただいま提案いたしました議案第62号及び議案第63号について御説明申し上げます。

このたび、宮崎県副知事の定数を定める条例の一部を改正し、平成25年4月1日から副知事の定数を2名とすることとしたところであります。また、副知事牧元幸司氏より、平成25年3月31日付で辞職したいとの申し出がありました。そのため、議案第62号は内田欽也氏を、また、議案第63号は稲用博美氏を、それぞれ副知事に選任いたしたく、地方自治法第162条の規定

により、県議会の同意を求めるものであります。

以上、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。〔降壇〕

○外山三博議長 知事の説明は終わりました。

これからの日程をお知らせいたします。

本日の本会議終了後、20日までは、常任委員会並びに特別委員会等のため、本会議を休会いたします。

次の本会議は、21日午前10時開会、平成25年度当初予算関係議案等についての常任委員長の審査結果報告から採決まで、並びに特別委員長の調査結果報告であります。

本日はこれで散会いたします。

午前11時3分散会

3月21日（木）

平成 25 年 3 月 21 日 (木 曜 日)

午前 10 時 0 分開議

出席議員 (38 名)

1 番	有 岡 浩 一	(郷 中 の 会)
2 番	重 松 幸 次 郎	(公 明 党 宮 崎 県 議 団)
3 番	凶 師 博 規	(日 日 新)
4 番	渡 辺 創	(新 み や ざ き)
5 番	松 村 悟 郎	(自 由 民 主 党)
6 番	内 村 仁 子	(同)
7 番	岩 下 斌 彦	(同)
8 番	後 藤 哲 朗	(同)
9 番	右 松 隆 央	(同)
10 番	二 見 康 之	(同)
11 番	清 山 知 憲	(同)
13 番	外 山 三 博	(同)
14 番	河 野 哲 也	(公 明 党 宮 崎 県 議 団)
15 番	高 橋 透	(社 会 民 主 党 宮 崎 県 議 団)
16 番	太 田 清 海	(同)
17 番	田 口 雄 二	(新 み や ざ き)
18 番	西 村 賢	(同)
19 番	星 原 透	(自 由 民 主 党)
20 番	蓬 原 正 三	(同)
21 番	井 本 英 雄	(同)
22 番	横 田 照 夫	(同)
23 番	宮 原 義 久	(同)
24 番	押 川 修 一 郎	(同)
25 番	山 下 博 三	(同)
26 番	黒 木 正 一	(同)
27 番	前 屋 敷 恵 美	(日 本 共 産 党 宮 崎 県 議 会 議 員 団)
28 番	新 見 昌 安	(公 明 党 宮 崎 県 議 団)
29 番	鳥 飼 謙 二	(社 会 民 主 党 宮 崎 県 議 団)
30 番	井 上 紀 代 子	(新 み や ざ き)
31 番	徳 重 忠 夫	(同)
32 番	緒 嶋 雅 晃	(自 由 民 主 党)
33 番	十 屋 幸 平	(同)
34 番	中 野 廣 明	(同)
35 番	丸 山 裕 次 郎	(同)
36 番	福 田 作 弥	(同)
37 番	坂 口 博 美	(同)
38 番	中 村 幸 一	(同)
39 番	中 野 一 則	(同)

地方自治法第 121 条による出席者

知 事	河 野 俊 嗣
副 知 事	牧 元 幸 司
総 合 政 策 部 長	稲 用 博 美
総 務 部 長	四 本 孝
危 機 管 理 統 括 監	橋 本 憲 次 郎
福 祉 保 健 部 長	土 持 正 弘
環 境 森 林 部 長	堀 野 誠
商 工 観 光 労 働 部 長	米 原 隆 夫
農 政 水 産 部 長	岡 村 巖
県 土 整 備 部 長	濱 田 良 和
会 計 管 理 者 長	豊 島 美 敏
企 業 局 長	濱 砂 公 一
病 院 局 長	渡 邊 亮 一
財 政 課 長	福 田 直 子
教 育 委 員 長	近 藤 好 子
教 育 長	飛 田 洋 章
公 安 委 員 長	山 崎 殖 達
警 察 本 部 長	加 藤 社 秀
人 事 委 員 長	村 本 尊
代 表 監 査 委 員	宮 本

事務局職員出席者

事 務 局 長	田 原 新 一
事 務 局 次 長	小 八 重 英 稔
総 務 課 長	山 之 内 幸 徳
議 事 課 長	福 嶋 昭 藏
政 策 調 査 課 長	佐 野 浩 太 郎
議 事 課 長 補 佐	谷 口 雅 広
議 事 担 当 主 幹	伊 豆 雅 幸 二
議 事 課 主 査	関 谷 幸 二
議 事 課 主 任 主 事	川 崎 一 臣

◎ 常任委員長審査結果報告（議案第1号から第41号まで及び請願）

○外山三博議長 ただいまの出席議員38名。全員です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、常任委員長の審査結果報告から採決まで、並びに特別委員長の調査結果報告であります。

まず、議案第1号から第41号までの各号議案、請願第30号及び第31号並びに継続審査中の請願第26号及び第27号を一括議題といたします。

ただいまから常任委員長の審査結果報告を求めます。まず、総務政策常任委員会、黒木正一委員長。

○黒木正一議員〔登壇〕（拍手） 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外8件及び新規請願1件の計10件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり決定いたしました。

なお、議案については全会一致により、また、請願については賛成多数により決定しております。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、平成25年度当初予算の概要についてであります。

今回提案されました平成25年度一般会計の予算規模は5,661億円で、前年度当初予算に対して67億3,000万円、1.2%の減となっておりますが、実質的な予算規模を比較するため、前年度の公債管理特別会計の新設に伴う臨時的な経費

を除いて比較すると、0.1%減と、ほぼ前年度並みとなっております。

さらに、平成25年度当初予算と平成24年度2月追加補正予算を合わせた実質的な当初予算額は6,144億4,500万円余となり、前年度を大きく上回る積極的型の予算となっております。

また、特別会計については、公債管理特別会計を新設した前年度と比較して7.7%の減、公営企業会計については2.2%の増となっております。

当初予算の特徴としましては、南海トラフ巨大地震の被害想定などを踏まえた緊急的な防災対策の強化や、医療の確保、教育・文化の充実など、全ての県民の暮らしを守る取り組みを進めるとともに、復興から新たな成長へ向け、停滞している県内経済の本格的な回復と将来への揺るぎない産業基盤の構築を図る「光あふれる未来へ向けて～元気なみやざき成長予算」として編成されております。

歳入では、まず、自主財源については、県税収入が前年度と比較して2.6%の減、繰入金1.2%の減となっております。また、依存財源については、地方交付税及びその代替財源である臨時財政対策債が減少したことなどにより、1.5%の減となっております。なお、県債残高については、平成25年度末では1兆565億円で、今年度末と比較して54億円の減となる見込みであり、特に、臨時財政対策債等を除く実質的な県債残高については5,850億円と、268億円の減となる見込みであります。

一方、歳出では、引き続き社会保障関係費が増加する中、第三期財政改革推進計画を踏まえ、人件費の削減や投資的経費の縮減・重点化、事務事業の徹底した見直しなどが図られるとともに、地域経済活性化・防災対策特別枠に

については、特別重点施策の積極的な推進等の観点から、前年度と比較して37億円増となる87億円が措置されております。

収支不足については261億円となり、中期財政見通しと比較して大幅に圧縮したものの、地方交付税と臨時財政対策債を合わせた実質的な地方交付税額が減少した影響等により、多額の取り崩しが必要となり、財源調整のための基金の平成25年度末残高は、194億円程度となる見込みであります。

次に、総合政策部所管の平成25年度当初予算についてであります。

今回提案されました当初予算額は、一般会計と特別会計を合わせ138億9,300万円余で、前年度と比較して8億2,500万円余の増となっております。

このうち、東アジア新規航空路線誘致促進支援事業についてであります。

これは、中国や香港との国際チャーター便の運航を支援するとともに、国内ハブ空港との新規路線を開設する格安航空会社に対して支援することにより、国際チャーター便及び格安航空会社路線を誘致し、東アジア地域との新たな国際航空路線の開設に取り組むものであります。

このことについて委員より、「チャーター便等の誘致は、所管課のみでの取り組みにとどまらず、新設される観光物産・東アジア戦略局などと十分に連携を図るべきである」との意見がありました。また、関連して複数の委員より、「アジア市場の開拓やフードビジネス事業の推進など、複数の部局で取り組まなければならない重要な事業が数多くあるため、全庁を挙げて取り組んでもらいたい」との要望がありました。

当委員会といたしましては、部局横断的な施

策の推進に当たっては、部局間の連携の充実が図られるよう、知事等において、調整機能やリーダーシップを遺憾なく発揮していただくことを強く要望いたします。

次に、総務部所管の平成25年度当初予算についてであります。

今回提案されました当初予算額は、一般会計と特別会計を合わせ2,436億4,800万円余で、公債管理特別会計を新たに設置した前年度と比較して180億5,800万円余の減となっております。

次に、記紀編さん1300年記念事業基本構想についてであります。

このことに関連して、委員より、「当構想は総合政策部で作成されたものであるが、平成25年度の所管はどこになるのか」との質疑があり、当局より、「商工観光労働部に記紀編さん記念事業推進室が新設されることに伴い、現在、総合政策課で所管している当事業に係る業務の全てが商工観光労働部へ移管されることとなる」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、業務の移管に伴い、取り組みが後退したり、これまで築いてきた連携体制が弱体化することのないよう、要望いたします。

次に、平成25年度組織改正案についてであります。

このうち、「フードビジネス推進課」の新設についてであります。

これは、フードビジネスの総合的な推進を図るため、総合政策部にフードビジネス推進課を新設するものであります。

このことについて、委員より、「同課において職務を遂行するに当たっては、高い専門性や人脈が求められるため、担当職員はある程度長く在課する必要があるのではないかと考える

が、そのような検討をしているのか」との質疑があり、当局より、「専門的知識や経験、人脈が生かせるような人員配置を行いたい」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、適切な人員配置に努め、フードビジネスの振興により、地域経済の活性化や雇用の場の創出が図られることを強く要望いたします。

次に、適正な定員管理についてであります。

県では、平成23年6月に策定した「みやざき行財政改革プラン」に基づき、持続可能な行財政基盤の確立を目指してさまざまな取り組みを行っており、その一環として職員数の削減に取り組む、数値目標として平成27年4月1日現在の職員数3,800人を掲げておりますが、平成24年4月1日現在の職員数が3,795人と、既に目標を上回る削減となっております。

このことについて、委員より、「急激な人員削減により、職員の仕事に対するモチベーションの低下が危惧される」との意見があり、当局より、「今年度当初の職員数は、退職者等の影響により、結果的に目標を上回る削減となったが、今後は、設定された数値目標は維持した上で、適正な人員配置に努めるとともに、事務事業の改善を図り、効果的・効率的な行政運営に努めたい」との答弁がありました。

最後に、当委員会において継続審査と決定いたしました案件のほか、「総合政策及び行財政対策に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔登壇〕

○外山三博議長 次は、厚生常任委員会、高橋

透委員長。

○高橋 透議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外9件及び新規請願1件の計11件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり決定をいたしました。

なお、議案第1号については賛成多数、その他の議案については全会一致により、また請願については賛成少数により決定いたしております。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、福祉保健部所管の平成25年度予算についてであります。

今回提案されました当初予算額は、一般会計と特別会計を合わせ984億5,400万円余で、前年度と比較して0.1%の減となっております。

このうち、福祉・介護人材確保及び職場定着推進事業についてであります。

この事業は、高齢社会に必要な福祉・介護サービスの確保を図るため、研修会や見学会、テレビCM等を実施し、新たな人材の福祉・介護分野への就労促進等を図るものであります。

このことについて、委員より、「離職理由には給与の低さもあるだろうが、例えば、見学会に参加した学生にはよい面しか見えず、就職した後に現実との違いを感じたりするなど、現場での課題等があるのではないか」との質疑があり、当局より、「実際の現場においては、短時間に多くの介護を行うことから、一人一人と接する時間が限られるなど、志と意欲を持って職につかれた方が、自分の思いとの違いを感じたり、人間関係等により離職する場合があります、施

設長の研修会等を通じ改善を図りたい。また、出産や育児により離職した方の職場への復帰を促すように努めたい」との答弁がありました。

次に、地域子育て・子育て応援事業についてであります。

このことについて、委員より、「「子育て応援サービスの店」の取り組みは、子育て家庭だけでなく、参加企業にもイメージアップにつながるなどのメリットがあり、また、子供に優しい県であるということが発信できる事業であるが、啓発や事業展開はどのように行うのか」との質疑があり、当局より、「企業の協賛を得てキャンペーンを実施したり、応援サービスを利用しやすいように新たに利用カードを発行するなど、事業の拡充に努めることとしている」との答弁がありました。

また、別の委員より、「子育て世代に優しい地域を築くとともに、家庭は幼児期における子育ての原点であるので、育児休業からの職場復帰支援や父親の育児参画促進など、家庭の子育て力を強化する取り組みなどを含めた子育て環境の整備に努めてもらいたい」との要望がありました。

次に、民生委員活動費等負担金についてであります。

これは、民生委員による地域福祉活動の促進を図るため、活動に要する経費を負担するものであります。

このことに関連して、委員より、「民生委員や児童委員は、ボランティアで活動してもらっているが、負担が多いと感じている。福祉の人材としてどのような存在と解しているのか」との質疑があり、当局より、「民生委員制度は地域福祉の重要な柱と認識している。地域によっては業務量がふえていると聞いており、負担軽

減について市町村と協議することとしている」との答弁がありました。

次に、認知症高齢者グループホームのプリンクラー設置についてであります。

このことについて、委員より、「設置が義務づけられていない小規模の施設は、県内にどの程度あるのか」との質疑があり、当局より、「設置義務のないグループホームは40施設あるが、そのうち8施設が未設置となっている。なお、グループホーム以外の小規模の施設については把握できていない」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、市町村とも連携して設置状況を把握し、未設置の施設には設置してもらえるよう努力するとともに、火災を未然に防ぐ体制整備の徹底に取り組むことを要望するものであります。

次に、社会福祉施設等の監査・指導についてであります。

このことについて、委員より、「市町村は、制度変更にしっかり対応できていないのではないか。指導する側も事業者も法令の改正などを十分に理解していなかったために、多額の報酬の返還を求められた事例がある。市町村の監査についてどのように対応しているのか」との質疑があり、当局より、「現在、監査の主体は法令で異なっており、施設の多くは県が監査を行っているが、地域密着型施設などは市町村が行っている。また、社会福祉法人の監査は県または中核市である宮崎市が行ってきたが、法改正により、4月1日から、宮崎市以外の8市においても移管され、監査を行うこととなる。このため、24年度は、8市に対して監査担当職員研修を行い、質の向上に努めてきたところであるが、25年度も引き続き、県の監査担当人員

を維持して9市の支援を行い、質の向上・平準化を図って行くこととしている」との答弁がありました。

次に、病院局所管の平成25年度予算についてであります。

今回提案されました県立病院事業会計予算の収益的収支は、収益282億4,300万円余、費用282億2,600万円余であります。また、収益から費用を差し引いた収支は1,700万円余の黒字になっており、前年度当初予算に比べて3億8,400万円余の改善が図られております。

このうち、高度医療専門人材育成事業についてであります。

この事業は、認定看護師など、それぞれの専門分野において、高度な専門資格の取得を促進することにより、医療スタッフのレベルアップを図り、県立病院の提供する医療の質の向上を図るものであります。

このことについて、委員より、「認定看護師の資格を取得するにはどのくらいの費用を要するのか」との質疑があり、当局より、「認定看護師の場合、300万円程度の経費を要しており、これまで半額程度負担してきたが、来年度より全額負担することとして個人負担の軽減を図り、資格取得を支援することとした」との答弁がありました。

次に、元県立富養園施設解体工事についてであります。

これは、閉園から4年が経過した富養園について、平成25、26年度の2カ年度で施設の解体工事を行うものであります。

このことに関連して、委員より、「解体した跡地の利用はどのように考えているのか」との質疑があり、当局より、「新富町に対して、活用ができないか検討を依頼しているところであ

り、新富町の意見等を踏まえ、今後対応を考えていきたい」との答弁がありました。

最後に、「福祉保健行政の推進及び県立病院事業に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○外山三博議長 次は、商工建設常任委員会、山下博三委員長。

○山下博三議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外9件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定をいたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、商工観光労働部所管の平成25年度予算についてであります。

今回提案されました当初予算の規模は、一般会計と特別会計を合わせて498億8,200万円余であり、前年度と比較して6.4%の増となっております。

このうち、宮崎県中小企業振興条例についてであります。

この条例は、中小企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、本県経済の発展及び県民生活の向上に寄与することを目的とするものであります。

このことについて、委員より、「条例に基づき、どのような事業展開を考えているのか」との質疑があり、当局より、「中長期的な視点に

立ち、人材育成や経営革新、販路拡大などの取り組みに対して積極的な支援を行いたい」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、中小企業を取り巻く環境は非常に厳しい状況にあるので、商工団体や市町村等と連携を図りながら、実効性のある施策を展開していくとともに、実施状況について県民にわかりやすく周知するよう要望いたします。

次に、東九州メディカルバレー構想についてであります。

このことについて、委員より、「東九州メディカルバレー構想の今後の見通しはどうか」との質疑があり、当局より、「新たに医療関連機器の開発に取り組みたいという地場企業もふえており、県としても企業の開発を支援するため、新たな事業を設けてさらなる推進と地域活性化を目指すこととしている。あわせて国の事業も活用しながら構想の実現に努めていきたい」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、医療機器産業への積極的な支援が本県経済の活性化につながり、ひいては東アジア市場開拓への展望も広がると考えられるので、他県や民間企業などの関係団体との連携を強化し、構想の実現に向けて最大限の努力をするよう要望いたします。

次に、フードビジネスの振興についてであります。

このことについて、委員より、「本県の食関連産業の発展のためにも非常に期待が持てるが、みやざきフードビジネス振興構想で示されている数値目標達成に向けてどのように取り組むのか」との質疑があり、当局より、「食料品・飲料等出荷額について、平成22年の4,066億円から、平成27年には4,900億円まで伸ばすことを

目標としている。販路拡大や開拓、あるいは新たに加工品製造に取り組む企業への支援など、関係機関と連携を図りながら取り組んでいきたい」との答弁がありました。

また、別の委員より、「「チャレンジ！新商品開発」フード・オープンラボ整備事業について、例えば農業高校等にも加工施設があるので、教育委員会と連携して、地域資源の有効活用を検討してもらいたい」との要望がありました。

当委員会といたしましては、当構想の実現には、農畜水産物の高付加価値化が重要な要素の一つであることから、商品開発等に向けて、関係団体と緊密な連携を図りながら取り組むよう要望いたします。

次に、スポーツランドみやざきの今後の展開についてであります。

このことについて、委員より、「スポーツキャンプ・合宿の受け入れ実績は好調を維持しているが、他県の受け入れ体制も充実してきている。例えば、スポーツメディカルへの取り組みの強化や、県内全市町村を含めた対策など、さらなる発展のための検討が必要ではないか」との意見があり、当局より、「スポーツランドみやざきの取り組みは、本県観光施策の大きな柱の一つとなったが、他県との競争も激化しており、厳しい局面であると認識している。さらなる発展のため、関係機関と議論を深めながら検討していきたい」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、現状に満足することなく、次へのステップに向けた対策が必要であるので、県全体が活性化するような新たな施策を検討するよう要望いたします。

次に、100万泊県民運動についてであります。

このことについて委員より、「観光入り込み

客数や宿泊者数の状況が九州管内でも下位に位置している中、知事や関係部局における事業展開が不十分ではないかと感じている。当運動に対する県民の意識が高まり、積極的な取り組みが行われるような機運の醸成を図ってもらいたい」との要望がありました。

当委員会といたしましては、観光産業は本県にとって重要な基幹産業の一つであることから、県が先頭に立ち、民間、市町村等と連携を図りながら取り組んでいくよう要望いたします。

次に、高速道路の開通に伴う産業振興についてであります。

このことについて、委員より、「高速道路が整備されることにより、利便性の向上が図られ、経済効果が期待される反面、貨物が他県へ流れたり、観光客が本県を通過するだけで他県へ流れるなどのストロー現象が懸念される。今後の産業振興についてどのようなビジョンを持っているか」との質疑があり、当局より、「高速道路の開通は、本県産業の発展のために絶好の機会であるものの、一方で大変厳しい局面も予想されるため、関係団体と連携を図りながら、産業振興に向けた取り組みについて検討していきたい」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、部局横断的な連携を図りながら、高速道路のメリットを最大限に生かせるような産業振興策を検討するよう要望いたします。

次に、県土整備部所管の平成25年度予算についてであります。

今回提案されました当初予算の規模は、一般会計と特別会計を合わせて742億1,000万円余であり、前年度と比較して4.3%の減となっております。

このうち、高速道路利活用促進・開通PR事業についてであります。

このことについて、委員より、「今年度、部分開通に伴う記念式典やイベントが各地で開催されたが、地域の盛り上がりには欠けた部分もあったのではないかと感じている。来年度、延岡一宮崎間がつながるという大きな節目を迎える中でどう取り組むのか」との質疑があり、当局より、「来年度の日向一都農間の開通に向けては、地元自治体において、既に開通記念事業の実行委員会設立に向けた準備が進められている。当記念事業が今後の地域活性化の契機となるよう、関係団体と連携を図りながら事業を進めていきたい」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、高速道路の開通は県民の長年の悲願であることから、部局横断的に連携を図り、地元自治体や民間団体と一緒にイベント等を盛大に行うことにより、その後の地域活性化の機運の醸成が図られるよう要望いたします。

次に、入札制度についてであります。

このことについて、当局より、「指名競争入札を試行するに当たっては、透明性、客観性の高い選定基準を設定することが大変重要であり、早急に検討していきたい」との説明があり、委員より、「試行を実施するに当たっては、災害復旧工事に限らず、3,000万円未満の工事を対象とするとともに、関係団体と連携を図りながら、混乱が生じないよう対応してもらいたい」との要望がありました。

次に、予算の執行体制についてであります。

このことについて、委員より、「先般の経済対策に伴う追加補正予算の大部分の繰り越しが予想され、新年度予算と合わせて900億円を超す予算となるが、十分な執行体制はとれるのか」

との質疑があり、当局より、「特に大型の工事については早急に発注する準備を進めたいと考えており、関係団体と意見交換を行うなど、取り組んでいきたい」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、積極的かつ速やかな事業の執行に向けて、関係団体と十分な連携を図りながら、体制の整備に万全を期すよう要望いたします。

最後に、「商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手) [降壇]

○外山三博議長 次は、環境農林水産常任委員会、松村悟郎委員長。

○松村悟郎議員 [登壇] (拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外9件であります。慎重に審査いたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、環境森林部所管の平成25年度予算についてであります。

今回提案されました当初予算の規模は、一般会計と特別会計を合わせて269億4,500万円余で、前年度と比較して6.9%の増となっております。

このうち、新エネルギーの導入促進についてであります。

このことについて、委員より、「住宅用太陽

光発電の世帯普及率では全国第2位だが、非住宅用を含めると普及率は高くない。非住宅部門についてどのように取り組んでいるのか」との質疑があり、当局より、「非住宅部門についても、今後、国の補助事業等を活用し、積極的に導入を図りたい」との答弁がありました。

また、別の委員より、「住宅用の太陽光発電システムの導入に係る補助については、当初予算枠を使い切った場合には増額補正で対応するなど、日本一を目指して、さらなる導入促進に努めていただきたい」との要望がありました。

当委員会といたしましては、太陽光発電を初めとした新エネルギーについては、関係部局との緊密な連携のもと、コーディネーターによる民間事業者への情報提供等の支援や、補助事業等により総合的に導入促進を図ることで、低炭素社会の実現を目指すとともに、県内経済の活性化につなげるよう要望いたします。

次に、有害鳥獣捕獲活動支援事業についてであります。

このことについて、委員より、「各種施策により被害は減っているか」との質疑があり、当局より、「生息数は減っているが、地域の方々からは、被害は減っていないとの声があるので、引き続き被害の把握に努めるとともに、対策を講じたい」との答弁がありました。

これに対し委員より、「被害の軽減のためには、捕獲活動を積極的に支援する必要があるため、捕獲班の人員が確保できるよう後継者対策を講じるなど、捕獲体制の強化を図っていただきたい」との要望がありました。

当委員会といたしましては、引き続き、鳥獣被害の実態の把握に努めるとともに、捕獲班の人員確保対策を講じ、捕獲活動が継続的に実施できるよう、捕獲体制の強化に積極的に取り組

むよう要望いたします。

次に、林業担い手総合対策基金事業についてであります。

このことについて、当局より、「林業担い手は、緑の雇用事業など各種施策により、5年間で約300名ふえているが、65歳以上が2割近くを占めているなど課題もある」との説明があり、委員より、「高齢化等の問題を解決し、県内林業を活性化するためには、現在の就労環境の改善を図るとともに、高校生など次代を担う若手の育成・確保に、より一層力を入れていただきたい」との要望がありました。

次に、農政水産部所管の平成25年度予算についてであります。

今回提案されました当初予算の規模は、一般会計と特別会計を合わせて379億1,600万円余で、前年度と比較して7.1%の増となっております。

このうち、フードビジネス関連事業についてであります。

このことについて、委員より、「マーケットインに基づく事業展開を考えているとのことだが、生産現場は対応できるのか」との質疑があり、当局より、「マーケットのニーズを把握しても、生産現場が対応できないと構想が実現できないので、生産基盤の体制強化を図るとともに、安心して生産活動に取り組めるよう説明していきたい」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、安全・安心な農水産物を継続的に供給できるよう体制を強化するとともに、生産現場の実態を踏まえたフードビジネスを展開し、県内経済を活性化することで、農家等の所得の安定・向上につなげるよう要望いたします。

次に、漁業協同組合機能・基盤強化推進事業

についてであります。

これは、漁獲低迷や漁業者数の減少等により、各漁協の収支及び財務が悪化しているため、沿海漁協や系統団体が取り組む市場の拠点化や信用事業統合等の機能基盤の強化を支援する事業であります。

このことについて、当局より、「このままでは信用事業や販売事業を初めとする漁協の機能が維持できなくなるおそれがあるため、具体的な改革を進める漁協に対して低利融資を行うなど、県が関与することでその円滑な実施を支援したい」との説明があり、委員より、「信用事業の一元化など、漁協の運営体制の合理化は必要な時期に来ている。混乱を招くことなく、漁業者が安心して漁業を継続できるよう支援していただきたい」との要望がありました。

次に、公益社団法人宮崎県農業振興公社の運営についてであります。

このことについて委員より、「口蹄疫埋却地のため、公社において入手した土地についても、今後有効活用できる道を模索し、公社の収支等に支障が出ることはないよう対応していただきたい」との要望がありました。

次に、T P Pへの対応についてであります。

このことについて、委員より、「県独自の対策が必要と考えるが、どのような状況か」との質疑があり、当局より、「3月5日に設置したT P P対策本部において、影響分析や対策について早急に検討を行い、国への要望を含め対応していきたい」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、県の基幹産業である農林水産業への影響が懸念されることから、T P Pへの参加には反対するところでありますので、国の動向を注視し、あらゆる事態を想定した影響予測を行うとともに、影響を最小

限に抑えるための対策を事前に検討するなど、農林水産業者が不安となることのないよう万全を期すことを要望いたします。

最後に、「環境対策及び農林水産業振興対策に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告といたします。(拍手) [降壇]

○外山三博議長 次は、文教警察企業常任委員会、西村賢委員長。

○西村 賢議員 [登壇] (拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外7件及び継続請願2件の計10件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり決定いたしました。

なお、議案については全会一致により、請願については賛成多数により決定いたしております。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、公安委員会所管の平成25年度予算についてであります。

今回提案されました当初予算の規模は、一般会計270億6,800万円余であり、前年度と比較して5.6%の減となっております。

このうち、新規事業「災害対策燃料備蓄事業」についてであります。

これは、大規模災害時において、ガソリンスタンドで給油できない状況になっても、警察活動に支障を来さないよう警察車両の燃料を備蓄し、被災者の救助等の災害応急活動を迅速・的

確に推進するものであります。

このことについて、委員より、「1万リットル備蓄確保するガソリン・軽油について、災害時のみに使うのか。または、通常業務においても使用し、随時補充していくのか」との質疑があり、当局より、「ガソリン・軽油の劣化防止のため、一定期間においては、通常業務にも使用できるような運用を検討しているところである。燃料補充のタイミングについては、消費量2,000リットルを目安とし、常に8,000リットル以上は確保して、災害発生に支障を来さないようにしたい」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、当該事業期間は平成27年度までであるが、県民の生命・身体及び財産を守り、県民の期待に応えるためにも、平成28年度以降も継続するよう要望いたします。

次に、新規事業「交通安全教育事業」についてであります。

これは、緊急雇用創出事業臨時特例基金を活用して、県下全域において、交通安全教育車や自転車シミュレーター等による交通安全教育を民間業者に委託・実施するものであります。

このことについて、委員より、「これまで県警察本部で実施していた交通安全教育車等による交通安全教育を、民間業者に委託して充実強化を図るとのことであるが、実施回数はふえるのか」との質疑があり、当局より、「現在のところ、年間60回前後の実施状況であるが、当該事業によって倍以上の回数は実施できると考えている」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、交通安全教育の場がふえることにより、交通事故の抑止につながることを期待されるので、より多くの県民が参加していただくためにも、積極的な広報に努

めるよう要望いたします。

次に、企業局所管の平成25年度公営企業会計予算についてであります。

まず、電気事業会計予算についてであります。収益的収支は、事業収益43億2,900万円余、事業費41億7,600万円余で、事業収益から事業費を差し引いた収支残は1億5,300万円余であります。

次に、工業用水道事業会計予算については、同じく事業収益3億5,400万円余、事業費3億2,600万円余で、収支残は2,700万円余であります。

次に、地域振興事業会計予算については、同じく事業収益2,800万円余、事業費2,500万円余で、収支残は210万円余であります。

このうち、新規事業「市町村連携マイクロ水力発電実証試験事業」についてであります。

これは、市町村と共同で、農業用水路等を利用したマイクロ水力発電設備をモデル的に整備・運営することにより、マイクロ水力発電の運用データの取得等を行い、今後の市町村支援に活用するものであります。

このことについて、委員より、「何カ所で実施予定があるのか」との質疑があり、当局より、「設置場所の落差・水量により発電機の金額やその設置数も変わってくるが、予算上は4カ所程度を予定している」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、当該事業の実施により、マイクロ水力発電の運用事例が示されることで、県内において小水力発電の普及促進が期待できることから、市町村に対してこの事業を積極的にPRするよう要望いたします。

次に、教育委員会所管の平成25年度予算についてであります。

今回提案されました当初予算の規模は、一般会計と特別会計を合わせて1,078億3,400万円余であり、前年度と比較して1.2%の減となっております。

このうち、共に学び支え合う理解啓発推進事業についてであります。

これは、高校生を対象に、障がいに対する理解を深める学習や障がいのある人たちとの交流を通して、共生社会に向けた人づくりを行うとともに、保護者や県民を対象に、「特別支援学校1日校長先生」を実施するなど、特別支援教育や障がいについての理解啓発活動を推進するものであります。

このことについて委員より、「特別支援学校1日校長先生」といった、今までの啓発推進事業ではなかった新たな視点での取り組みにより、障がいへの理解や共生社会への認識が深まることで、みんなで支え合う共生社会の実現が図られることを期待したい」との意見がありました。

次に、高等学校「確かな学力」強化推進事業についてであります。

このことについて、委員より、「難関大学受験に意欲のある生徒に対する学力強化策にはどのようなものがあるのか」との質疑があり、当局より、「難関大学受験を目指す高校2年生を対象とした合同学習会であるパワーアップセミナーを実施しているところである。またあわせて、当該セミナーの講師となる教科指導力向上支援教員については、県外のすぐれた教員が行う授業の視察等を実施するなど、指導力向上を図っている」との答弁がありました。

これに対して委員より、「教員の県外視察等を積極的に推進するなど、指導力向上を図っていただくとともに、生徒それぞれの学力に応じ

たきめ細やかな指導に取り組み、学力向上に努めていただきたい」との要望がありました。

最後に、当委員会において継続審査と決定いたしました案件のほか、「教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り計らいをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○外山三博議長 以上で常任委員長の審査結果報告は終わりました。

委員長の審査結果報告に対する質疑の通告はありません。

◎ 討 論

○外山三博議長 これより討論に入ります。

討論についての発言時間は、議会運営委員会の決定どおり1人10分以内といたします。

討論の通告がありますので、発言を許します。前屋敷恵美議員。

○前屋敷恵美議員〔登壇〕 おはようございます。日本共産党の前屋敷恵美でございます。

提出議案に対する討論を行います。

まず、議案第1号「平成25年度宮崎県一般会計予算」、第24号、第36号から第38号について、反対の立場から討論いたします。

議案第1号「平成25年度宮崎県一般会計予算」についてです。

本年度の当初予算は、一般会計で5,661億円、県債発行額は740億円、県債残高は1兆412億円の見込みで、公債費は929億1,800万円と、前年度を多少下回ったものの、依然として厳しい財政状況です。自主財源である県税収入は20億円

余の減収、地方消費税清算金も9億6,000万円余の減、依存財源である地方交付税は、臨時財政対策債と合わせて46億700万円もの減です。国会も新年度予算の審議の最中ですが、国は、生活扶助基準の見直しや期末一時扶助の大幅削減、また、地方公務員給与を国家公務員と同様に7.8%の削減を行うとして、一方的に地方交付税の削減を断行するなどは、地方自治への重大な介入であり、許されるものではありません。国にはっきりと、もとに戻すよう要求し、国の財政運営のあり方をたずねたいと思います。

さらに、年金の削減、消費税増税計画、TPP交渉参加表明、雇用、低賃金問題などは、県民の暮らしや地域経済を一層深刻なものにします。こうした中で、県政がどれだけ国の悪政の防波堤の役割を果たし、県民の暮らし、福祉を守っていくのか、地方自治体本来の役割、あり方が大きく問われています。

本年度県予算では、県新エネルギービジョンの改定に基づいた、太陽光、バイオマス、小水力などの新エネルギーの導入促進を図る施策や、成長産業等を支える中小企業の振興を図る基金の設置、大規模災害に備える対策基金の設置、医師確保のための多様な施策など、県民も期待する積極的な施策も提案をされています。

しかし、一方、予算が真に県民の立場に立ったものであるか、問題もあります。

第1に、福祉・医療の問題です。特に、国保の広域化が進められようとする中で、国民健康保険について、保険料が高過ぎて払えない滞納世帯が3万9,000世帯、保険証の未交付世帯は7,800世帯に及び、病院にかかれない深刻な事態の中で、生命にかかわる問題が生じています。その解消のためにも、市町村国保に対する県の法定分以外の助成について手当てすること

を、真剣に考えることが求められています。

また、介護保険の改定で、本来必要な介護サービスが十分提供されない事態が危惧され、特別養護老人ホーム等への入所待機者はさらにふえ、4,000名を超えています。施設整備はその実態から大きく立ちおくれしており、ますます老後を不安なものにしています。こうした人としての尊厳を守ることにについて、もっと心を寄せた施策が必要です。

また、子育て支援についても、乳幼児医療費助成事業の拡充も求めるものです。

第2に、深刻な雇用状況の中、抜本的な雇用対策や地域経済を支えている中小企業への対策です。

緊急雇用創出事業臨時特例基金事業などが取り組まれますが、雇用の継続・定着につながるような事業にすることが重要です。また、誘致企業による経済・雇用対策も必要ですが、地域経済を支えている地元中小企業をもっと直接支援して、雇用拡大に結びつける施策が必要です。今、誘致企業が経営の形態を変えるなどでの労働条件の悪化が表面化していますが、誘致企業としての社会的責任はしっかり果たすよう、県としての指導を求めるものです。

第3に、農業関連では、県民の食料を担う再生産可能な農業にするためにも、価格補償や所得補償の予算が必要です。また、後継者対策の充実などで農家を直接支援することが、農業の再生・活性化を図る上で重要だと思います。そのためにも、農業土木事業の抜本的な見直しを図ることも必要だと思います。

また、新年度の地域経済活性化・防災対策特別枠の予算に位置づけられながら、太陽光発電システム導入促進事業や木造住宅耐震化リフォーム促進事業などの予算が、昨年実績をベース

にしたり、補助基準を引き下げたりと、大幅に減額されていますが、これでは本来の目的は果たせないのではないのでしょうか。

以上、新年度予算について、財政運営を含め、幾つかの問題点を述べましたが、自治体本来の仕事である住民の健康と福祉の増進に寄与するために、県民の苦難に心を寄せた行財政運営を、そのために必要な支出を図る予算執行を求めるものです。

次に、議案第24号「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」についてです。

本条例案の中に、県の人事委員会の勧告を受け入れて、職員の住宅に係る手当の廃止を行おうとするものがあります。確かに月に1,000円から2,000円という手当ではありますが、これまでも給与の削減、退職金の削減など人件費抑制が行われてくる中で、こうしたささやかな制度までなくす必要はないと思います。

次に、議案第36号から第38号については、林道事業、農政水産関係建設事業、土木事業の執行に伴う市町村負担金徴収についてです。本来、国や県の直轄事業については、それぞれが責任を持って事業を執行することが当然であって、市町村財政を圧迫させないためにも、負担金の徴収はすべきでないと考えます。

次に、議案第32号「宮崎県中小企業振興条例」、第40号「宮崎県医療計画の変更について」です。

いずれの議案にも賛成をするものですが、県中小企業振興条例の制定については、県内の中小業者の皆さんから県議会に、条例制定を求める請願の提出も行われていたものであり、大きな期待が寄せられています。とりわけ、景気低迷の今こそ、中小企業をしっかりと支える振興策を進めることは重要になっています。ぜひ、全

国の先進事例も参考に、県民の期待に応えるものになるよう充実を図ってほしいと思います。

また、宮崎県医療計画の変更については、その基本理念において、「いつでも、どこでも必要な医療サービスが受けられる医療体制の確立」が掲げられています。県民の生命と健康を守るために、医療体制の確立を図ることは重要です。しかし、国の進める福祉や医療政策とのかかわりの中で、医療難民、介護難民問題も大きな課題です。経済的理由で医療を受けたくても受けられない方の生命が危険にさらされていることも現実です。いつでも、どこでも、誰もが必要な医療サービスが受けられる医療体制の確立こそが必要であると思います。ぜひ、この視点を外すことなく、医療計画の充実を図っていただきたいと思います。

最後に、請願についてです。

継続請願の第26号及び第27号について、継続審査と報告がありました。いずれの請願も、子供たちの健やかな成長を願い、子供たちが安心して学ぶための環境の整備や、教育費の父母負担の軽減を求めるものです。さらなる継続とせず、採択を求めるものです。

また、新規請願第30号は、個人保証の原則廃止を求めるものです。全ての会派が紹介議員となって提出されたものであり、採択を求めるものです。

次に、不採択と報告されました新規請願第31号「年金2.5%の削減中止を求める請願」について、採択を求めるものです。年金は、この10年来たびたび引き下げられてきました。国はさらに、ことしの10月から今後3年間で、過去の物価スライドの凍結・抑制分2.5%を下げています。しかし、当時の消費者物価が下がっている主な要因は、パソコンやテレビ、ビデオな

どの値下がりによるもので、日常生活の必需品で考えたら、生活費の負担が減っているわけではありません。この特例措置分は、2004年の法改正において、物価が上昇する状況の中で解消するとしたことにも反しています。高齢者の生活実態を無視したやり方だと言えます。こうした年金の削減に合わせて、ますます高齢者の生活は大変な状況が予想されます。ぜひ、年金を頼りに生活をする高齢者の皆さん方の安心な暮らしを保障するためにも、大切な今回のこの請願は、不採択とせず、県議会がしっかり受けとめて採択することを求めて、討論といたします。以上です。〔降壇〕

○外山三博議長 以上で討論は終わりました。

◎ 議案第1号、第24号及び第36号から
第38号まで採決

○外山三博議長 これより採決に入ります。

まず、議案第1号、第24号及び第36号から第38号までの各号議案について、一括お諮りいたします。

各号議案に対する委員長の審査結果報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○外山三博議長 起立多数。よって、各号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

◎ 議案第2号から第23号まで、第25号
から第35号まで及び第39号から第41号
まで採決

○外山三博議長 次に、議案第2号から第23号まで、第25号から第35号まで及び第39号から第41号までの各号議案について、一括お諮りいたします。

各号議案に対する委員長の審査結果報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山三博議長 御異議なしと認めます。よって、各号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

◎ 請願第31号採決

○外山三博議長 次に、請願第31号についてお諮りいたします。

本請願に対する委員長の審査結果報告は不採択であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○外山三博議長 起立多数。よって、本請願は委員長の報告のとおり不採択とすることに決定いたしました。

◎ 閉会中の継続審査及び継続調査案件採決

○外山三博議長 次に、お手元に配付のとおり、各常任委員長及び議会運営委員長より閉会中の継続審査及び調査の申し出がありますので、これを議題といたします。〔巻末参照〕

まず、請願第30号についてお諮りいたします。

本請願を、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○外山三博議長 起立多数。よって、本請願は、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

次に、請願第26号及び第27号について、一括お諮りいたします。

両請願を、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○外山三博議長 起立多数。よって、両請願は、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

次に、ただいまお諮りしました請願を除く閉会中の継続調査については、各委員長の申し出のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山三博議長 御異議なしと認めます。よって、各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

○外山三博議長 次に、さきに提案のありました副知事の選任の同意についての議案第62号及び第63号を一括議題といたします。

〔稲用総合政策部長退席・退場〕

◎ 質 疑

○外山三博議長 これより質疑に入ります。

質疑についての発言時間は、議会運営委員会の決定どおり1人10分以内といたします。

質疑の通告がありますので、発言を許します。西村賢議員。

○西村 賢議員〔登壇〕 議案第62号、第63号に対する質疑を行います。

この議案は、内田欽也氏、稲用博美氏をそれぞれ副知事に選任するものであります。

質疑の前に一言お断りいたしますが、この議案の当事者でありますお二人の職責はもちろんのこと、人格や人柄などを否定するものでは決してありません。現時点では、内田氏は存じ上げず、現稲用部長しか知り得ませんが、長きに

わたり県政を支えてこられたすばらしい人材であると思っております。

また、直接県民が選ぶ県知事の場合とは異なり、副知事は知事が指名し、議会の同意で決まります。副知事人事案の採決の前に、県民の不信や県民感情を代弁して質疑を行うものであり、人事案反対を前提にするものではありません。副知事が決まってからでは取り上げにくい問題でもありますので、このタイミングで2点ほど質疑をさせていただきます。

まず、人選についてであります。2月議会冒頭で、知事は、県政運営の基本姿勢として、平成25年度は、「復興から新たな成長へ」を基本的な考え方に、新しい時代を切り拓く成長産業の育成、地域経済の活性化、安全・安心で豊かな地域づくりの3つの柱を重点施策として取り組む旨を述べられました。

特に、重点事項「新しい時代を切り拓く成長産業の育成」のくだりの中から、知事の胸中には、フードビジネスの展開や、環境・新エネルギー、医療機器関連産業の先進地づくり、アジア市場の開拓を図れるであろう人物がいらっしゃるのであると思っておりました。そのために、2月議会の代表質問や一般質問の時点では、どなたが副知事候補なのかわかっておりませんでしたので、民間からの登用に対して、私だけではなく、数名の議員からの質問や提案があったところでございます。

また、知事は、副知事2人制の議案提案の際には、「部局横断的な取り組みを推進」「職員一丸となって攻めの姿勢」「重要なプロジェクトを進め、国や市町村との連携強化」など、インパクトの強いキーワードを並べられました。知事の重点施策と今回の人選の関連性について説明をいただきたいと思っております。

次に、特別職の退職手当についてであります。

既に副知事2人制に対しては可決されておりますが、多額の経費がかかることは、これまでの議会でも再三取り上げられてまいりました。今議会でも問題となった職員の退職金の減額や、現在でも管理職以上が給与カットされている現状であるにもかかわらず、わずか数年間で多額の退職手当が支給される現在の特別職の退職手当額については、県民からも不信感があります。首長選挙等では公約やマニフェストで打ち出す方もいますが、既に他県でも、大分県や広島県など、最近になって特別職の退職手当を減額する方針を打ち出している県もあります。本県においては、東国原前知事が、みずからの退職金半額を平成21年6月議会に提出したため、その可決後は議論に上がることがなかったこともありますが、河野知事は、副知事の退職手当を含めた現在の特別職の退職金のあり方についてどのように考えているのか、また、今後、どのようにするおつもりなのかをお伺いたします。〔降壇〕

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕 お答えいたします。

まず、今回提案をさせていただきました候補者の人選の考え方についてであります。

まず、内田欽也氏につきましては、本県が将来の発展に向けた各種プロジェクトを推進していくためには、それを下支えします交通インフラの整備や、南海トラフ巨大地震対策など、安心・安全の確保が不可欠であるというふうと考えております。内田氏は、公共事業や交通施策についての豊富な経験を持ち、国土交通省との太いパイプを有するとともに、小田原市都市部長や民間企業への出向の経験もございませ

た、私も直接お会いしてお話を伺ったところ
ありますが、穏やかな物腰の中に深い知見を有
して、大変すばらしい人材であるという印
象を受けたところでございます。出身省庁の枠
を超えて、県政全般を所管していただく広い視
野と柔軟性を兼ね備えた方というふうにご
さいます。

また、稲用博美氏につきましては、これま
で、総務部長、総合政策部長として県政全般
を統括する仕事に携わり、また、直近の総合政策
部長としては、本県がこれから強力に進めよう
としておりますさまざまなプロジェクトの企画
・立案に携わっていただいたわけでごさ
います。庁内外との調整を初め、県政全般を所管
していただく豊富な人脈と幅広い経験を有して
おられる方というふうにごさいます。

副知事の人選に当たりましては、官民を問わ
ず幅広い視点から検討を重ねてまいりましたが、
今回このタイミングにおいて、今後、本県が
重要施策を推進していくための適任者として、
このお二人を提案させていただいたところ
でごさいます。

次に、退職手当についてであります。副知事
も含めた常勤の特別職の退職手当につきましては、
特別職としての在職期間の職務や職責に対
して支給をされるものであります。他の地方公
共団体との比較や当該団体の置かれた状況を踏
まえ、その水準を検討していく必要があるもの
とごさいます。

このような中、厳しい財政状況のもと、幾つ
かの地方公共団体におきまして、特別職の退職
手当の見直しを行う動きがあることは承知して
おるところでごさいます。本県の特別職の退職
手当のあり方につきましても、今後、検討を行

う必要があるものと考えているところでごさ
います。したがって、庁外の有識者で構成す
る第三者機関等を活用するなど、各方面の御意
見などを伺いながら、私の任期中には一定の結
論を出していきたいと考えております。以上で
あります。〔降壇〕

○西村 賢議員 答弁、ありがとうございました。
重ねて申しますが、知事が提出された副知
事の人事案、もしくはこの候補に挙がっている
お二人の人格とか職責とかを否定するものでは
なく、副知事に選任された後も気持ちよく業務
をしっかりと全うしていただくために、あえて
質疑をさせていただきました。これから採決に
なるわけですが、これですっきりとした部分も
ありますので、ありがとうございました。

以上で質疑を終わります。

○外山三博議長 以上で質疑は終わりました。

お諮りいたします。

両案については、会議規則第39条第3項の規
定により、委員会の付託を省略して直ちに審議
することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山三博議長 御異議ありませんので、その
ように決定いたしました。

◎ 討 論

○外山三博議長 これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許しま
す。前屋敷恵美議員。

○前屋敷恵美議員〔登壇〕 追加提案されまし
た議案第62号、第63号の「副知事の選任の同意
について」、討論をいたします。

今議会で副知事定数を2名とする改定が行わ
れ、それに伴う人事案として、第62号につい
ては、辞職願を出された牧元幸司氏にかわる次期

副知事として、同じく中央からの登用で内田欽也氏を、第63号については、庁内からの登用で稲用博美氏が提案をされました。

私は、今回の副知事2人制への改定そのものについて、現段階では賛成できないとする立場を表明いたしております。また、これまでも、副知事人事については、県民の暮らしの実情がよくわかり、県内事情にも明るい人材をもって充てるべきだと提案してまいりました。したがって、議案第62号で提案されました内田欽也氏に関しまして、もとより内田氏の人格、見識を問うものではありませんが、同意することはできません。また、第63号で提案されました稲用博美氏につきましては、同意したいと思いません。以上です。〔降壇〕

○外山三博議長 以上で討論は終わりました。

◎ 議案第62号採決

○外山三博議長 これより採決に入ります。

まず、議案第62号についてお諮りいたします。

本案に同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○外山三博議長 起立多数。よって、本案は同意することに決定いたしました。

◎ 議案第63号採決

○外山三博議長 次に、議案第63号についてお諮りいたします。

本案に同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○外山三博議長 起立全員。よって、本案は同意することに決定いたしました。

〔稲用総合政策部長入場・着席〕

◎ 特別委員長調査結果報告

○外山三博議長 次に、特別委員会の報告を議題といたします。

ただいまから特別委員長の調査結果報告を求めます。まず、産業活性化特別委員会、内村仁子委員長。

○内村仁子議員〔登壇〕（拍手） 御報告申し上げます。

当委員会では、産業活性化に関する所要の調査活動を行ってきたところであります。その経過活動につきましては、お手元に配付の報告書のとおりですが、ここで、その概要について御報告申し上げます。

九州財務局宮崎財務事務所がまとめた昨年4月の「宮崎県内経済情勢報告」によると、本県の経済は、企業収益や企業の景況感について厳しい状況が続く中で、個人消費や住宅建設、企業の設備投資といった項目について緩やかな持ち直しの動きを見せていました。このような回復に向けた動きを持続させるためには、本県の基幹産業であり、本県の強みである1次産業のさらなる成長を促し、その波及効果によって本県産業の活性化を図っていく必要があると考えました。

また、平成23年6月に策定された「未来みやざき創造プラン」のアクションプランでは、本県経済の活性化のために、県内での生産と消費の円滑な循環を図る循環型の地域経済システムの仕組みづくりを進めることが記載されています。経済の先行きが不透明な中で、県民生活の向上を図っていくためには、県内に存在するあらゆる有形無形の財産を地域経済の流れに結びつけるという地産地消の推進によって、県内の

需要の喚起と産業の活性化を図る必要があります。

さらに、本県の観光客数は、国内外の観光地との競合や観光に対する価値観の変化等により、平成11年をピークに減少傾向にあります。加えて、口蹄疫等の家畜伝染病の発生や、新燃岳の噴火、東日本大震災といった相次ぐ自然災害の発生も、本県の観光産業に影響を及ぼしているという状況がありました。

また、県民が安心して本県で生活していくためには、安定した雇用の場が確保される必要があります。しかしながら、平成24年4月における本県の有効求人倍率は0.68倍となっており、長引く景気の低迷や全国的な非正規雇用者の割合の高まりといった状況もあったことから、本県の雇用の現状を調査していく必要があると考えました。

このような認識のもとで、当委員会では、「1次産業の活性化に関すること」「地産地消の推進に関すること」「観光産業の浮揚に関すること」「雇用対策に関すること」の4つを調査事項とし、所要の調査を行ってきました。

まず、「1次産業の活性化について」では、口蹄疫からの再生・復興に向け、「口蹄疫からの再生・復興方針」工程表に基づいたさまざまな取り組みが県内で展開されていました。県では、畜産経営の再開状況や県内経済の状況、今後の畜産のあり方等を勘案し、平成24年4月にこの工程表の改訂を行い、畜産経営再開への支援や防疫対策、県内の経済活性化対策、本県畜産の新生にスピード感を持って取り組むとしています。

県においては、畜産経営再開への支援や本県経済の活性化に向けた取り組みが着実に実施されるとともに、将来にわたって本県の畜産経営

の維持・発展が図られるよう、改訂された「口蹄疫からの再生・復興方針」工程表に記載された「本県畜産の新生」について、より検討を深めていただきたいと考えます。

農商工連携や6次産業化について、「六次産業化法」に基づく総合化事業計画の認定状況が全国でも上位にあるなど、県や6次産業化プランナーによる支援が効果を上げていました。しかしながら、委員会の調査を通じて、6次産業化に取り組んだ農業者が、販路開拓等で苦勞されている状況が見受けられたことから、県においては、農林漁業者からのさまざまなニーズに対する支援の継続はもちろんのこと、開発された新商品が農林漁業者の経営改善に結びつくよう、販売面での支援の強化を図ることについて要望します。

当委員会で訪問した五ヶ瀬町の株式会社霧立山地・ごかせ農園では、中山間地域における鳥獣による深刻な被害の実態を伺いました。1次産業は、本県にとって基幹産業であるということは言うまでもありませんが、中山間地域においてはその重要性はさらに高くなります。地域の産業だけでなく、集落や自然環境の維持に直接的にかかわる問題でもあることから、現在取り組まれている鳥獣害対策や担い手の確保といった支援の強化を要望します。

次に、「地産地消の推進について」では、県は、未来みやざき創造プランにおいて、地域経済循環システムの仕組みの構築と、本県農林水産物の消費拡大や県産材の利用、県産品購入促進といった、広い意味での地産地消の推進を図るとしています。

当委員会では、本県の施策における地産地消についての調査を行ってまいりましたが、県民運動などの広い意味での地産地消の推進に向け

た幾つかの施策が展開されている一方で、地産地消についての議論が深まっていないような印象を持ちました。広い意味での地産地消という理念を県内に広く浸透させるのであれば、何より県の率先垂範の姿勢が重要ではないかと考えます。

そのため、県においては、県内で製造される物品の優先的な採用や、県発注の公共工事における県内企業の下請の活用、県産材の利用が進むような施策の構築といった、徹底した地産地消の推進に取り組み、その上で、県産材の利用に対する二酸化炭素固定認証制度の導入、県内の産業育成とそれぞれの産業間、事業者間の連携の推進といった、広い意味での地産地消の推進に向けた施策の展開によって、本県の経済や産業の活性化が図られることを要望します。

県外調査で訪問した山口県では、地産地消の取り組みによって地域の産業の活性化を図ることを目的とした「山口県ふるさと産業振興条例」を制定し、地域振興や商工、農林水産、官公需といった県政の各分野において、地産地消の取り組みを進めていました。本県においても、施策の基本となる事項を定めた「地産地消推進条例」の制定について、その必要性を検討するとともに、推進体制の一層の強化を図っていただきたいと思います。

次に、「観光産業の浮揚について」では、当委員会で調査を行った広島県や高知県のように、各県とも、ありとあらゆる手段によって観光振興や誘客対策に取り組んでいます。そのような中、県は、「ゆっ旅宮崎」や「宮崎恋旅」、「宮崎波旅」といった新しい切り口からの観光ブランドの創出に取り組んでいました。今後は、情報発信の強化や観光メニューの掘り起こし、観光ルートの開拓等を進めていくとし

ていますが、この取り組みを進める中で、豊かな自然環境や盛んな1次産業に支えられた食、郷土の歴史や文化といった本県の強みを効果的に織りまぜながら、観光宮崎のブランド力をさらに高めていただきたいと思います。

県は、日本書紀編さん1300年に当たる平成32年に向けて、記紀編さん1300年記念事業に取り組み、県内各地に伝えられてきた神話や伝承、神楽などの伝統芸能といった地域の財産を、観光資源として県内外に強く情報発信していくとしています。しかしながら、当委員会の調査を通じて、この事業についての県内への周知が進んでいない状況が見られたことから、県においては、事業に取り組む意義や効果についての周知と、県や行政、県民や企業等がそれぞれの立場で果たすべき役割について明らかにし、この事業を全県的な盛り上がりにつなげていただきたいと思います。

県外調査で訪問した高知県では、「高知県産業振興計画」の中で、官民一体となった広報や誘致活動、観光地づくりに取り組んでいましたが、事業期間の毎年度において、施策の進捗の検証と、新たに出てきた課題や時々の情勢を踏まえながらの改善が行われており、観光消費額の増加や県外観光客入り込み数の増加に効果を上げていました。本県においても、これまで取り組んできた観光振興のための施策の検証がなされ、その結果が新たな施策へと生かされていくような仕組みが構築されることを要望します。

次に、「雇用対策について」では、厳しい雇用情勢の中、県は、国の交付金事業の活用や就職説明会の開催、学生を対象としたインターンシップ支援等に取り組んでいました。委員会の調査を通じ、企業が人材に求めるニーズの多様

化がある一方、求職者と本県の労働環境にミスマッチが生じ、本県の企業への就職に結びついていない面も見受けられましたので、企業と求職者とのマッチング対策の強化に取り組んでいただきたいと思います。

また、県は、県内への企業立地に取り組むほか、立地した企業に対して、企業訪問等による経営状況や経営上の課題の把握に努めていました。本県の雇用の維持・確保が図られるためには、今現在、県内の各産業分野で頑張っておられる企業の経営が今後も続けられていくことが何より重要です。県においては、このような企業の育成と支援をさらに進めていただくことを要望します。

最後に、当委員会が調査を行った愛媛県のJAおちいまばり「さいさいきて屋」では、地元で徹底してこだわった運営に取り組んでいました。今治市内の学校給食等に対する地元産の農産物の供給や、地場企業との連携による多彩な商品開発に取り組むことによって、「さいさいきて屋」という直売所を中心とした経済循環の環（わ）が構築されており、地域の活性化に大きな貢献をしている事例でした。

今年度、当委員会が調査を行った項目は、それぞれ独立したものではなく、各産業はそれぞれ作用し合いながら本県経済を形成しています。「さいさいきて屋」の事例のように、本県における地域経済循環システムの構築が進み、地産地消の取り組みによって本県における自己完結率が高まるほど、1次産業の活性化や観光産業の浮揚によって創出された価値は大きなものとなって、地域の産業の維持や雇用の確保につながり、県民の生活や地域の経済に還元されていきます。これらの取り組みが本県の経済を引き上げるような大きなうねりとなることを切

に願って、当委員会の報告とします。（拍手）
〔降壇〕

○外山三博議長 次は、地域医療対策特別委員会、田口雄二委員長。

○田口雄二議員〔登壇〕（拍手） 当委員会では、本県の地域医療対策等に関する所要の調査活動を行ってまいりました。その結果につきましては、お手元に配付の報告書のとおりであります。ここで、その概要について御報告申し上げます。

我が国の医療は、誰もが、どこに住んでいても必要なときに安心して医療を受けることができる国民皆保険制度のもと、医療技術の進歩や公衆衛生の向上などにより、世界でも最高水準の平均寿命や保健医療を実現しています。しかしながら、一方では、産科、小児科等、特定の診療科における医師不足、勤務医の疲弊、高齢者医療費の増加、医療訴訟の増加等、大きな問題を抱えています。本県においても、産科、小児科等特定の診療科や僻地等における医師不足、医師の高齢化等が深刻な状況にあり、救急医療体制等地域医療の崩壊が懸念されています。

このような状況を踏まえ、当委員会では、社会全体で地域医療を守るためには、県、市町村、医療機関、県民等が相互に連携し、それぞれの役割を積極的に果たしていくことが必要であり、その推進方策として条例の制定が有効であるとの認識から、「地域医療を守る条例（仮称）に関すること」を調査事項として決定しました。

また、急速な少子高齢化の進行に加え、家族や地域での支え合い機能の低下、住民相互の社会的なつながりの希薄化など、地域のセーフティーネット機能が脆弱化しており、孤独死、

自殺等さまざまな社会問題が顕在化していることから、「地域の絆づくり、心の病等に関すること」についても調査事項として決定し、所要の調査活動を行ってきました。

まず、調査事項の「地域医療を守る条例（仮称）について」は、本県の医療の現状や課題を踏まえた条例制定に向けて、本県の医療提供体制や医療の提供を受ける県民への普及啓発活動等について調査を行いました。

医療提供体制の調査においては、救急医療について、ドクターヘリや救命救急センターの運用が開始され、地域医療に大きな柱ができましたが、依然として初期救急医療体制の脆弱性が救急医療体制全体の逼迫の大きな要因となっており、県内調査で訪問した日向市等では、軽症患者を第2次救急医療施設が担っている状況にあり、医師が疲弊する大きな原因となっていることを改めて認識しました。

小児医療は、救急患者全体の約半数が小児救急患者であること、小児科医の半数以上が宮崎市に集中しており、日向入郷医療圏や西諸医療圏の小児科医が特に少ない状況であることなど、小児科医の疲弊や地域偏在が深刻な状況にあります。

僻地医療は、県内調査で訪問した北浦診療所や美郷町国民健康保険西郷病院など、住民と積極的に連携している医療機関もありますが、全体としては医師不足が深刻な状況にあります。

このように、本県の医療提供体制の共通の課題は医師確保ですが、抜本的な対策は国の施策によるところも大きいいため、県においては、都市部偏重の研修医定数の是正、総合医の位置づけの確立と認定要件に僻地勤務経験を加えることなどを積極的に国へ働きかけるようお願いいたします。

また、県においても、研修医の確保や小児科医の県内定着促進、中・高校生に対する医療従事者育成の取り組みなどをさらに積極的に取り組んでいただきたいと思います。

次に、医療の提供を受ける県民への普及・啓発活動の調査においては、平成23年に宮崎大学医学部生が実施した宮崎市夜間急病センターにおける利用実態調査によると、翌日まで受診を待てたと考えられる軽症患者が7割以上であり、また、60代以上の受診者が少ないといった、人口構造に逆行した受診傾向が見られるという結果がありました。休日や夜間における安易な時間外受診は、医師等医療従事者が疲弊する大きな要因となっており、県民への普及・啓発活動は喫緊の課題と考えます。

このような中、県内調査で訪問した延岡市では、県立延岡病院に夜間、休日に軽症の患者が大量に受診したことなどにより、医師が疲弊し、大量退職したことに危機感を抱き、市民に適正受診を訴える啓発活動が展開されました。その結果、時間外に県立延岡病院を受診する患者が、平成19年度と比較して平成21年度は45%も減少しました。このような取り組みが、宮崎大学から県立延岡病院への医師派遣にも大きく貢献しています。県外調査で訪問した北海道夕張市では、肺炎球菌ワクチン接種、口腔ケアの徹底などの予防医療により、肺炎などの死亡率が低下するとともに、高齢者医療費が大幅に削減されています。

このように、県民が積極的に地域医療を守り育てる活動を行うことにより、本県の地域医療は大きく推進されることから、県においては、さらなる推進方策として、大人向け救急医療電話相談事業の導入を検討すること、小児救急医療電話相談事業の周知及び時間帯の拡充を図る

こと、学校等における健康及び医療に関する知識や意識の普及啓発に積極的に取り組むこと、地域医療を守り育てる活動を目的とした団体の育成及び支援を図ることなどに積極的に取り組むよう要望します。

当委員会では、先ほど述べましたとおり、条例の制定を大きな目的の一つとしておりましたが、このような調査結果を踏まえ、条例の内容を検討するとともに、県民の皆様へのパブリックコメント、市町村や関係団体に対する意見照会も行い、「宮崎県の地域医療を守り育てる条例」を本定例会に提案いたしました。

基本理念や県の責務、施策の基本となる事項を定めたこの条例が、地域医療を守り育てる活動を行う際の県民の合い言葉となり、県がリーダーシップを持って普及・啓発活動を行う際の旗印となることを願っておりますので、県においては、本条例を県内外に広くアピールし、県全体の機運の醸成や、県外からの医療従事者の確保につなげていただくとともに、本条例に基づき、実効性のある取り組みを行っていただくようお願いいたします。

次に、調査事項の「地域の絆づくり、心の病等について」では、急速な少子高齢化の進行に加え、ひとり暮らしや老老介護世帯の増加、住民相互の社会的なつながりの希薄化などにより、地域のセーフティネット機能が脆弱化している中で、家庭内暴力、高齢者や児童への虐待、孤独死、自殺等、さまざまな社会問題が顕在化し、また一方、合併が進み市町村が広域化するとともに、財政難や人員削減等も重なり、行政サービスが行き届かなくなっている状況も指摘され、そこに住む住民みずから自分たちの地域を守り支えていかなければいけない時代になっており、ともに助け合い支え合う社会の

形成が必要であると認識しております。

特に、自殺の問題については、本県の自殺者数は、平成9年以降、15年連続して300人を超えており、平成23年は312人となっています。10万人当たりの自殺死亡率は、毎年、全国的に見ても高い水準で推移しており、平成23年は27.7人で全国4番目となっています。

自殺の動機は、健康問題、経済問題、家庭問題、仕事の問題など、さまざまな要因があるようです。県では、自殺対策の体制として、県内の医療、労働、福祉、教育等の関係団体等による宮崎県自殺対策推進協議会を設置するとともに、自殺対策に全庁を挙げて取り組むため、知事を本部長とした宮崎県自殺対策推進本部を設置しています。また、各圏域の保健所を中心とした自殺対策連絡協議会も設置しており、県レベルでは自殺対策の体制が構築されています。しかしながら、住民に一番身近な自治体である市町村での体制整備がおくれている現状があります。現在、市町村において、庁外と連携した自殺対策推進協議会が発足しているのは8市町村のみであり、庁内の連絡体制が整備されているのは1市1町のみです。

県外調査で訪問した兵庫県では、地域に根差した自殺対策の展開として、市・町における庁外・庁内の体制構築支援を喫緊の課題として取り組んでいました。

継続した取り組みを進める上でも、市町村における体制整備は大変重要であり、市町村において早急に体制の整備が図られるよう、圏域の保健所とともに連携し、喫緊の課題として取り組まれるよう要望します。

また、近年、中学や高校でのいじめや暴力による自殺など、心の痛む、あつてはならない事案が数多く見られ、本県でも、いじめや暴力が

確認されるなど、大きな社会問題となっております。県外調査で訪問した奈良県では、「児童生徒における心理的ダメージは、その時期のみならず、成人後の自殺につながる可能性もあり、早い時期から自殺予防に取り組むことが重要である」との意見があるとともに、児童生徒の自殺予防に係る研修講座の開催や、メール相談窓口の運用、教職員への研修など、若い世代に対する積極的な取り組みを伺ったところで、本県においても、若い人たちが相談できる環境として、インターネット上で相談できるシステムなど、相談体制の構築が図られれば、ひきこもりに陥っている若者等にも大きな効果があると考えます。県においては、インターネットでの相談体制の構築など、若い世代が相談しやすい体制整備に積極的に取り組んでいただくよう要望します。

最後になりますが、当委員会の提言を踏まえ、地域医療、地域の絆づくり、自殺対策については、県、市町村、県民、医療機関等が連携しながら、一体となって取り組んでいただくこと、及び「宮崎県の地域医療を守り育てる条例」が、県民一人一人が生涯にわたり、住みなれた地域で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを切に願ひまして、当委員会の報告とします。(拍手)〔降壇〕

○外山三博議長 次は、水資源保全対策特別委員会、岩下斌彦委員長。

○岩下斌彦議員〔登壇〕(拍手) 当委員会では、水資源の保全対策に関する所要の調査活動を行ってきたところであります。その活動経過につきましては、お手元に配付の報告書のとおりですが、ここで、その概要について御報告申し上げます。

我が国は、世界的に見ると比較的温暖で降水

量が多く、水が豊かな国であります。これまでもたびたび洪水が発生しており、我々の生活や産業面にも大きな影響を及ぼしてきました。気象庁によりますと、日本の平均気温は、長期的には100年当たり約1度の割合で上昇しているという状況であり、地球温暖化が進むことで、将来的には、異常多雨や少雨、洪水がふえる傾向にあると言われております。また、近年、全国各地で外国資本による森林買収が報告されております。平成18年から23年までの間に、北海道など7道県で確認された外国資本による森林買収は、780ヘクタールを超えており、日本の水源が奪われるのではないかという危機感が広がっています。

このような状況を踏まえ、当委員会では、本県の水資源を守り、将来にわたって安心して水を利用できるようにしていくためにはどのように取り組むべきかという観点から、「水資源の保全に関すること」「外国資本等による水源・森林売買に関すること」「環境問題に関すること」「水資源の保全に係る条例に関すること」の4つを調査事項として、所要の調査を行ってまいりました。

まず、「水資源の保全について」ですが、これについては、県内調査において、綾町と美郷町で森林保全の取り組みについて、小林市で地下水保全の取り組みについて、日之影町や五ヶ瀬町では、湧水など水源地の維持保全に取り組む集落の状況や集落の活性化に向けた取り組みについて調査を行いました。そして、水資源の保全は、河川の表流水や地下水といった水そのものの保全から、水源涵養機能を有する森林の保全、水源地の維持管理を担う集落の維持・活性化など、さまざまな角度から取り組みを進めていく必要があると再認識したところです。

また、県外調査で訪問した神奈川県では、水・緑部の水源環境保全課を中心に、施策大綱とそれに沿った実行計画を策定し、分野の異なる12の事業を水源環境の保全・再生という観点で整理し、一体的に推進していました。このことにより、取り組みに力を入れているという県の姿勢を効果的にアピールできていると感じました。

このようなことから、県においては、水資源の保全に資する事業のさらなる推進を図るとともに、それら事業や企画調整を指導する所管を明確にし、各部局にまたがる事業に関連性を持たせ、施策の一体感を醸成するよう努めていただきたいと考えます。

次に、「水資源に係る環境問題について」では、地球温暖化が本県の水資源に及ぼす影響への取り組みとして渇水対策を、また、身近な水資源である河川の環境を保全する取り組みとして生活排水対策を調査いたしました。

平成23年1月から4月までの県内の降水量は、平年の4分の1程度と記録的な少雨となり、取水制限など県民生活へ大きな影響がありました。当委員会では、当時渇水に陥った日南市を訪問し、その対策について調査を行い、早い段階で関係者を集めた対策会議を立ち上げ、細かな現状分析やダム放流の打ち合わせ、情報の共有を行ったことで、渇水を乗り切ることができたという状況をお聞きしました。渇水による水不足は影響を受ける分野が広いため、緊急時には関係者がうまく協力し、調整していける体制を整えておくことは非常に重要と考えます。県においては、渇水緊急時の対応について再点検していただきたいと思えます。

また、河川環境が悪化する主な原因が生活排水であることから、当委員会では、生活排水の

水質改善などに取り組んでいる都城河川水質改善プロジェクト協議会を訪問し、その取り組み等の調査を行いました。この調査の中で、浄化槽の法定点検のあり方についても意見がありました。水質改善等の環境対策は非常に大切なことではありますが、なかなか一般の方の目にとまりにくい取り組みだと感じていますので、地域の方々の理解や協力を得るためには、粘り強くPRしていく必要があると思います。県としては、県民一体で行う生活排水対策及び市町村が行う浄化槽の法定検査に係る啓発等への支援に、より一層力を入れていただきたいと思えます。

次に、「外国資本等による水源・森林売買について」では、県外調査において、外国資本の森林買収問題について調査・研究を行っており、日本の土地制度の問題点について警鐘を鳴らしている公益財団法人東京財団を訪問し、買収の状況や土地制度の特徴などについて調査を行いました。そして、私たちは、全国各地で報告されている外国資本等による森林の買収問題をきっかけに、我が国の土地制度が抱える問題点と向き合うこととなりました。

我が国の土地制度の特徴としては、「地籍調査のおくれにより、面積や境界といった土地情報が不正確な場合が多いこと」「所有権など権利に関する登記が任意であり、行政が土地の売買実態や所有者の情報を正確に把握できていないこと」「個人の土地所有権が極めて強いにもかかわらず、外国人等の土地所有規制に制限がないこと」という3点が挙げられます。

特に森林の場合は、水源涵養機能を有する重要な土地であるにもかかわらず、地籍調査のおくれが著しい上、土地取引に特段の規制もなく、木材価格の低迷や林業の衰退により財産価

値が低下していることから、潜在的な売り手が多く、買収のターゲットになりやすい、売買や相続による所有者の不明化が起りやすいという傾向があります。また、水資源の中でも地下水は、基本的に土地所有者に権利が帰属することから、利用目的が不明な森林の買収は、買収地から地下水がくみ上げられ、水資源が枯渇するのではないかという住民の不安に直結することとなります。

このような中、森林法が一部改正され、平成24年4月から、森林の土地の所有者となった旨の届け出制度がスタートし、森林の土地売買のより詳細な把握が可能となったところではありますが、これは土地取引後の届け出を義務づけたもので、国や地方自治体の情報把握が後手に回り、適時に適切な対応がとれないという懸念があります。

外国資本等による森林等の買収については、ダミー企業を使って実態を隠すような取引があることも指摘されており、グローバル経済が拡大する中、自由な経済活動は保障しつつも、水源涵養機能を有する森林など、国土保全の観点から重要な土地については、投機的な土地取引の規制や土地取引の透明性を図るとともに、事前に情報が把握できるような監視体制を強化する必要があると考えます。

水資源の保全や外国資本等による森林買収といった土地制度にかかわる問題は、国土保全や国家安全保障の観点から、本来、国が対策を行うべきものであると考えますので、当委員会では、現行の土地制度の問題改善に向けた法整備など、森林の売買等に対する適切な対応を求める意見書と、地籍調査の充実を求める意見書の2つを国に対して提出することとしました。

県においても、国への要望活動を強化すると

ともに、特に地籍調査については、県民への理解促進を図り、市町村が地籍調査を積極的に進めていくための環境整備や人材育成への支援に努めていただきたいと思います。

次に、「水資源の保全に係る条例について」では、全国各地で外国資本等による森林の買収が確認される中、我が国の土地制度は、経済のグローバル化に対する対応が不十分であり、加えて国の法整備も進まない状況であることから、買収が確認された道県を中心に、独自に条例を制定して水源地域の保全に向けた監視体制を強化しようという動きが広がっています。

現在、既に、北海道、埼玉県、群馬県、茨城県、山梨県の5道県が条例の制定を行っており、当委員会では、県外調査において埼玉県と群馬県を訪問し、条例の概要や制定の背景について調査を行いました。

条例の制定は、その効果に一定の限界はあるものの、県民の安全・安心を確保するという観点から考えますと、水資源の保全に向けた監視体制の強化や、利用目的が不明な土地取引の牽制が期待でき、大変意義のあることだと考えております。よって、本県においても、土地取引の事前届け出制及び情報公開を含む水源地域の保全に向けた条例の制定を行うよう、強く要望します。

最後に、当委員会の調査事項について調査を進める中で、「水資源の保全対策」は、分野の異なる事業を連携させながら推進する必要があること、「外国資本等による土地の買収問題」では、我が国の土地制度が抱える問題点や、国において解決すべきこと、自治体においてできること・できないことなどが具体的にわかってきました。

県においては、当委員会の提言を踏まえ、国

に対して必要な要望を行うとともに、関係部局が連携して施策に取り組んでいただきたいと思います。

本県はもとより、我が国の水資源が適切に保全され、我々が将来にわたって安心して豊かな水を利用していけるよう、国や県の取り組みが積極的に展開されていくことを期待しまして、当委員会の報告といたします。(拍手)〔降壇〕

○外山三博議長 以上で特別委員長の調査結果報告は終わりました。

特別委員長の報告に対する質疑の通告はありません。

◎ 議員発議案送付の通知

○外山三博議長 次に、お手元に配付のとおり、委員会から議案の送付を受けましたので、事務局長に朗読させます。

〔事務局長朗読〕

平成25年3月21日

宮崎県議会議長 外山 三博 殿

提出者 議会運営委員長 宮原 義久

議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第2項の規定により提出します。

記

議員発議案第2号

「原発事故子ども・被災者支援法」に基づく施策の早期具現化等を求める意見書

議員発議案第3号

在外邦人の安全確保など危機管理についての意見書

議員発議案第4号

地方交付税法の主旨に反する地方交付税の

削減に対する意見書

議員発議案第5号

ブラッドパッチ療法の保険適用及び脳脊髄液減少症の診断・治療の推進を求める意見書

平成25年3月21日

宮崎県議会議長 外山 三博 殿

提出者 地域医療対策特別委員長 田口雄二

議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第2項の規定により提出します。

記

議員発議案第6号

宮崎県の地域医療を守り育てる条例

平成25年3月21日

宮崎県議会議長 外山 三博 殿

提出者 水資源保全対策特別委員長 岩下斌彦

議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第2項の規定により提出します。

記

議員発議案第7号

外国資本等による森林の売買等に対する適切な対応を求める意見書

議員発議案第8号

地籍調査の充実を求める意見書

◎ 議員発議案第2号から第8号まで

追加上程

○外山三博議長 ただいま朗読いたしました議員発議案第2号から第8号までの各号議案を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山三博議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

まず、議員発議案第2号から第5号まで、第7号及び第8号の各号議案を議題といたします。

お諮りいたします。

各号議案については、会議規則第39条第3項の規定により、説明及び質疑を省略して直ちに審議することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山三博議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

◎ 討 論

○外山三博議長 これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。前屋敷恵美議員。

○前屋敷恵美議員〔登壇〕 議員発議案第3号「在外邦人の安全確保など危機管理についての意見書」(案)について、反対の立場から討論いたします。

まず、世界のどこであろうと、テロ組織による住民への危害が及ぶ行為は、いかなる理由があろうとも許されるものではありませんし、被害者の救出、保護は当然のことです。しかし、提出されました意見書案の問題点は、今回のアルジェリアで起きた人質事件をもって、在外邦人の安全確保について、法整備や強力な危機管理体制の構築などの措置を講じることを求めていることです。このことは、現行の自衛隊法を変え、自衛隊の派遣要件や武器使用基準を緩和して、自衛隊の海外派兵をさらに拡大させることを意図していると言えます。現に今、政府・与党内では、海外での邦人救出を口実に、こう

した自衛隊法改悪の動きが加速しています。

現行の自衛隊法は、既に小渕政権時代に、朝鮮半島などでの有事を念頭に、軍事介入する米軍への支援を定めた周辺事態法などで、海外での騒乱などの緊急事態に際し、自衛隊は、邦人保護のために、輸送の安全が確保されていると認められれば、航空機や艦船によって邦人輸送を行うことができることなどが規定され、自衛隊の活動範囲が拡大されました。

今回は、これをさらに広げるために、「輸送の安全が確保されているとき」とされている派遣要件を外すことや、輸送手段の制限をなくすこと、生命・身体の保護のためにのみ許されていた武器使用を、避難への妨害行為排除のためでも可能にするなどの検討を進めていることが明らかにされています。

しかし、邦人救出・輸送のためとはいえ、騒乱状態の外国で重武装した自衛隊が活動すれば、攻撃対象になりかねませんし、まして、陸路での活動や、武器を使用して強行的に邦人を救出することを認めれば、危機は一層増大することは明らかです。こうした懸念は、自衛隊法を改悪した当時の野呂田防衛庁長官みずから、衆議院ガイドライン特別委員会で答弁をしていることでもあります。

テロの未然防止や発生時の対処には、国際的な協力によって情報の収集を国内外で徹底することが必要であり、その体制確立こそ急務です。同時に、貧困や飢餓、大国による無法行為の存在など、テロの口実をなくしていく外交努力が不可欠であり、こうしたことに力を尽くすことが求められていることを申し上げ、同意見書案に対する反対の討論といたします。以上です。〔降壇〕

○外山三博議長 以上で討論は終わりました。

◎ 議員発議案第3号採決

○外山三博議長 これより採決に入ります。

まず、議員発議案第3号についてお諮りいたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○外山三博議長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 議員発議案第2号、第4号、第5号、第7号及び第8号採決

○外山三博議長 次に、議員発議案第2号、第4号、第5号、第7号及び第8号の各号議案について、一括お諮りいたします。

各号議案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山三博議長 御異議なしと認めます。よって、各号議案は原案のとおり可決されました。

◎ 議員発議案第6号提案理由説明

○外山三博議長 次に、議員発議案第6号を議題といたします。

ここで、提出者に提案理由の説明を求めます。地域医療対策特別委員会、田口雄二委員長。

○田口雄二議員〔登壇〕 議員発議案第6号「宮崎県の地域医療を守り育てる条例」について、発議者を代表いたしましてその提案理由を御説明申し上げます。

先ほどの特別委員会委員長報告で御報告させていただきましたとおり、地域医療対策特別委員会では、昨年4月に委員会が設置されて以

降、「地域医療を守る条例（仮称）」に関することを調査項目の一つに決定し、地域医療対策に関する現状や取り組み、条例の必要性等について調査してまいりました。

本県医療の現状は、産科、小児科等特定の診療科や僻地等における医師不足、医師の高齢化等が深刻な状況にあり、救急医療体制等地域医療の崩壊が懸念されています。この事態に対処するためには、まず、県民一人一人が、限りある医療従事者、医療機関等の医療資源を地域の財産として大切に思い、日ごろから、健康の増進、疾病の予防等にみずから取り組むとともに、地域の医療提供体制を互いに支え合う意識の醸成に努めることが求められています。また、社会全体で地域医療を守り育てるためには、県、市町村、医療機関、県民等が相互に連携し、それぞれの役割を積極的に果たしていくことが必要であり、その推進方策として条例の制定が有効であるとの認識に至ったところであります。

このようなことから、お手元に配付しております「宮崎県の地域医療を守り育てる条例」について、委員会として全会一致で提案することと決定したところでありますが、この条例は、地域医療を守り育てるための基本理念を定め、県の責務等を明らかにするとともに、保健及び福祉との連携、医療機関相互の連携体制の構築、医療従事者の育成・確保など、地域医療を守り育てるための施策の基本となる事項を定めることにより、県民が住みなれた地域で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的としています。

議員各位におかれましては、本条例の趣旨を御理解の上、御賛同いただきますようお願い申し上げます。提案理由説明とさせていただきます。

ます。よろしくお願ひいたします。(拍手)
〔降壇〕

○外山三博議長 提出者の説明は終わりました。

◎ 議員発議案第6号採決

○外山三博議長 お諮りいたします。

本案については、会議規則第39条第3項の規定により、質疑を省略して直ちに審議することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山三博議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

討論の通告はありません。

これより採決に入ります。

議員発議案第6号についてお諮りいたします。

本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山三博議長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で、今期定例会の議事は全て終了いたしました。

◎ 副知事退任挨拶

○外山三博議長 ここで、3月31日をもって辞職されます牧元副知事より御挨拶をいただきます。

○副知事(牧元幸司君)〔登壇〕 退任に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

まずもって、このような機会をお与えいただきました県議会の皆様方に対しまして、厚く御礼を申し上げます。

この2年間、副知事を務めさせていただいた

わけでございますが、この間の知事並びに県議会の皆様方からの御指導に対しまして、深く感謝申し上げたいというふうに存じます。

顧みますれば、着任当初は、鳥インフルエンザが続発し、新燃岳も小規模な噴火を繰り返しておりました。また、前年発生をいたしました口蹄疫の傷跡というものも本当に生々しいものがあつたわけございまして、本県を取り巻く状況というのは本当に厳しいものがあつたというふうに思っております。

しかしながら、その後、関係者の皆様方の一致した御努力によりまして、去年は、全国和牛能力共進会におきまして日本一連覇を果たすなど、大きな成果を挙げたところでございます。

「復興から新たな成長へ」、まさにこのときに副知事を務めさせていただきましたことは、本当に私にとって幸せだったというふうに思うところでございます。

また、この間、県内各地を回らせていただきまして、それによりまして、宮崎の豊かな自然、歴史や文化によって育まれた温かい県民の皆様方、これらを実感することができたところでございます。宮崎は、本当に豊かな資源を持ち、また、大きな発展可能性を持ったすばらしい地域であるというふうに確信をしているところでございます。

知事並びに県議会の皆様方の御指導によりまして、宮崎県、宮崎県政がますます発展されますことを祈念申し上げますとともに、皆様方の御健勝を心からお祈り申し上げまして御挨拶とさせていただきます。まことにありがとうございました。(拍手)〔降壇〕

○外山三博議長 丁重な御挨拶をいただき、まことにありがとうございました。

牧元副知事におかれましては、平成23年3月

平成25年 3月21日(木)

に就任以来、県勢の発展と諸課題の解決に大変な御尽力をいただきました。特に、口蹄疫からの再生・復興を進めるに当たっては、国とのパイプ役として重要な役割を果たしていただきました。その御功績に対しまして、心から敬意と感謝を申し上げます。

今後とも、本県のさらなる発展に御協力並びに御指導を賜りますようお願い申し上げます。お礼の言葉といたします。まことにありがとうございました。

◎ 閉 会

○外山三博議長 以上をもちまして、平成25年2月定例県議会を閉会いたします。

午後0時13分閉会